

甘楽町景観計画



平成 23 年 3 月

甘楽町

『歴史と文化の香る甘楽町らしい景観』をめざして

私たちの住む甘楽町は、上毛三山をはじめとする山並みへの眺望、鏑川や雄川の清らかな流れ、町を取り囲む崖線や山林の緑など、四季折々の豊かな自然景観に恵まれています。また、「名水百選」等にも選定された雄川堰が流れる養蚕農家群の町並み、平成23年度内の完成を目指し、現在、復元工事を進めている国指定文化財名勝「楽山園」、また文化的景観としての価値も高い、秋畑地区の石積み集落など、先人から引き継がれてきた歴史的な景観資源が数多く存在します。



このような中、平成22年3月には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく『甘楽町歴史的風致維持向上計画』が、全国で16地域目となる認定を受け、まさにこれから、本町ならではの歴史・文化を活かした美しいまちづくりを力強く進めようとしています。また、このような歴史・文化の香る美しい景観を観光・交流の舞台として整えることで、多くの人に本町を訪れてもらい、まちの活力づくりにつなげていきたいと考えています。

「甘楽町景観計画」は、このような考えのもと、本町の優れた景観を次世代に継承していくとともに、より快適で住みやすく、来訪者を気持ちよく迎え入れる景観づくりを誘導していくために策定しました。

良好な景観は、行政だけで創りあげることができるものではありません。本景観計画で設定した『五感で感じるまちの歴史・文化的佇まいを大切にする』という基本姿勢のもと、町民、事業者、行政が一体となって景観行政を進めていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本景観計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、並びに熱心にご議論をいただいた甘楽町景観計画策定委員会委員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

平成23年3月

甘楽町長

茂原 莊一

<目 次>

はじめに	1
1. 景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～	1
2. 景観計画策定の目的	1
3. 甘楽町景観計画の位置づけと構成	2
4. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）	3
第1章 甘楽町の景観	4
1. 甘楽町の景観構造	4
2. 甘楽町の景観的特徴 ～甘楽町らしさを表す4つの景～	9
3. 地区別の景観的特徴	14
第2章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）	22
1. 基本姿勢	22
2. 景観形成の基本方針	22
3. 景観形成の推進に関する方針	25
4. 景観形成重点地区（候補）の設定と景観形成の方針	27
第3章 良好な景観形成を図るための基準（法第8条第2項第3号関係）	36
1. 景観形成基準	36
2. 届出を要する行為	40
3. 行為の届出・審査の流れ	41
第4章 屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項（法第8条第2項第5号関係）	42
1. 規制・誘導に関する基本的考え方	42
2. 表示・掲出にあたっての配慮事項	42
第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）	43
1. 景観重要建造物の指定の方針	43
2. 景観重要樹木の指定の方針	43
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号関係）	44
1. 景観重要公共施設の指定候補	44
2. 景観重要公共施設の景観形成方針	44
第7章 今後の進め方	46
1. 景観法等に基づく規制誘導による景観の保全・形成	47
2. 関係法令の制度活用による景観の保全・形成	47
3. 町民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開	48
4. 総合的な推進体制づくり	49

1. 景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～

私たちが、自ら住む「まち」を考える場合、最初に思い浮かべるものは、視覚を中心とした五感で感じる「まちの“景観”」です。景観を通じて人々は地域を認識し、また自分たちが住んでいる故郷を感じます。昨今、景観が重要な課題として取り上げられるようになりましたが、これはまさに自分たちのアイデンティティを確立する上で、「まちの“景観”」が果たす役割に対する認識が高まってきたためといえます。

さらに、人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる競争力を如何に高めるかが重要な視点となっており、これらの観点からは、地域固有の歴史や産業・文化を映し出す“心地よく”“愛着の感じられる”景観が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まりつつあります。甘楽町には、かつての城下の面影を残す町並みや、雄川堰等の歴史遺産があり、それらが人々を惹きつける集客資源ともなっています。これらの魅力をさらに高めて定住人口、交流人口を拡大し、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成が一つの大きなポイントとなります。また甘楽町はこんにゃく芋やキュウリといった農産物の生産が盛んですが、これら農産物の価値を「地域ブランド」として高めて流通販売の拡大を図る上で、その生産地の景観イメージが果たす役割は大きいといえます。このように良好な景観の形成は、実は地域の活性化にも密接に関わっています。

甘楽町の歴史的な町並みや豊かな自然景観を保全し、またそれらを活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。

2. 景観計画策定の目的

平成 15 年 7 月、これからの社会資本整備の方向性を示す「美しい国づくり政策大綱」（国土交通省）が発表され、「この国土を国民一人一人の資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代へ引き継ぐ」という理念が示されました。また時期を同じくして決定された「観光立国行動計画」（観光立国関係閣僚会議）でも、美しい景観等の地域の魅力を維持、向上、創造していくことの重要性が謳われています。

このような背景のもと、平成 17 年 6 月にわが国で初めての景観についての総合的な法律として「景観法」が施行されました。本計画は、この景観法の第 8 条に規定する景観計画として定めるもので、良好な景観の形成に関する方針や、法的な強制力を伴う行為の制限事項等について定めるものです。

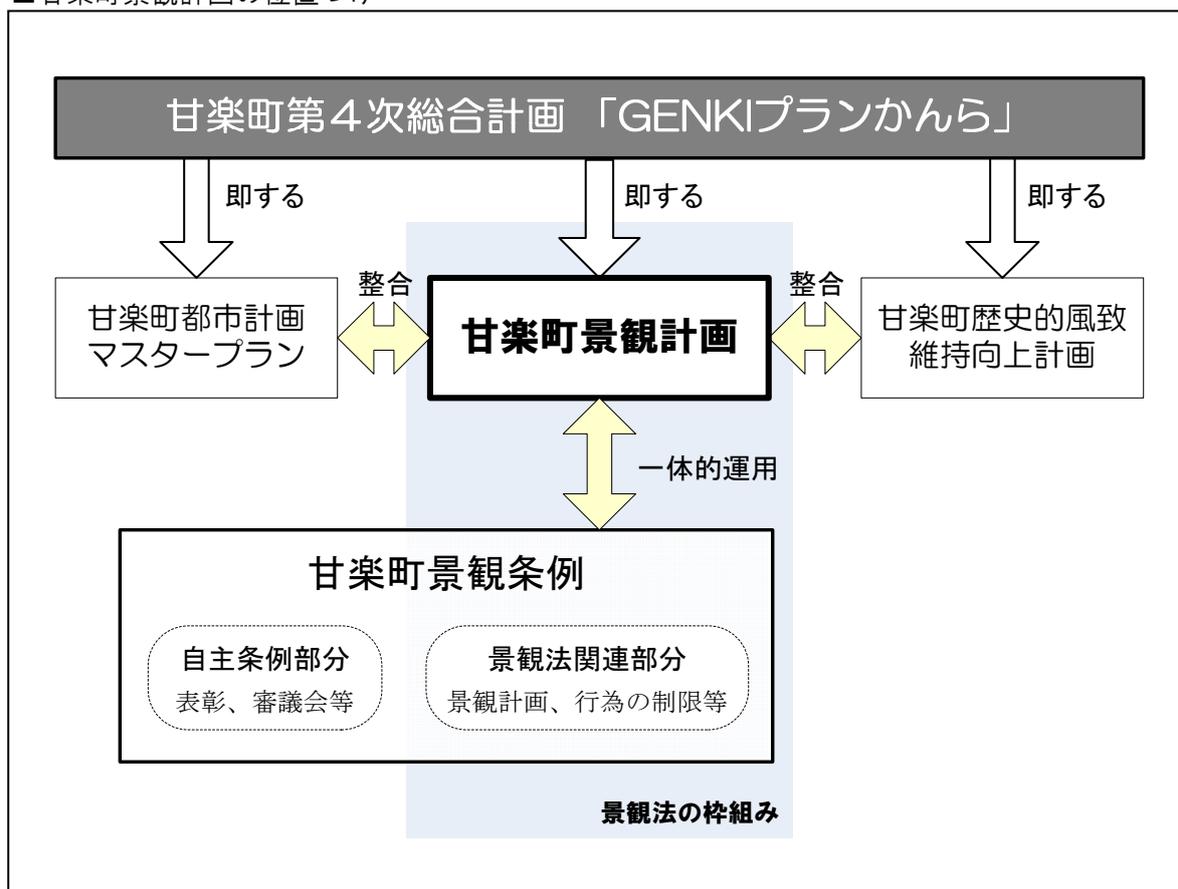
3. 甘楽町景観計画の位置づけと構成

甘楽町景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。

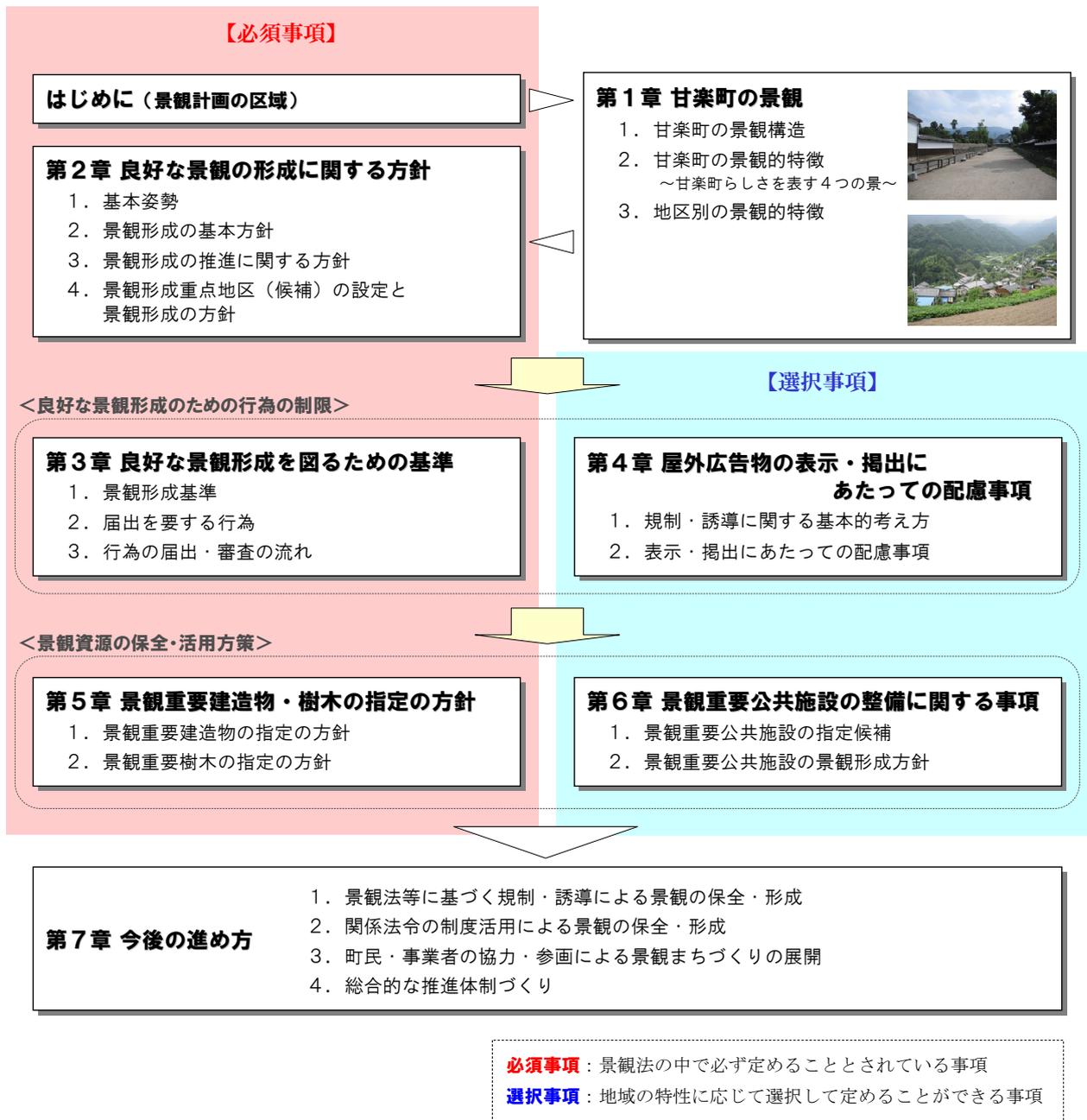
本計画は、甘楽町第4次総合計画「GENKIプランかんら」に即し、甘楽町都市計画マスタープランや甘楽町歴史的風致維持向上計画等の関連計画との整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。具体的には景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めます。

なお、届出制度の運用状況の評価や、地域における景観まちづくりの進捗状況等を踏まえ、規制誘導の仕組みや計画の推進体制の充実を図り、「成長する景観計画」として、社会状況やニーズの移り変わり等にも対応することとし、公表から10年を目処に全体見直しを検討します。

■甘楽町景観計画の位置づけ



■甘楽町景観計画の構成



4. 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は**本町全域**とします。「景観計画区域」では、景観への影響が大きい大規模な建築・開発行為等に対する規制・誘導を図ります。

なお、本町の景観形成を進める上で特に重要な地区や、本町を代表するような特徴的な景観を有する地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として位置づけます。景観形成重点地区では、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定めることで、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

● 第1章 甘楽町の景観

1. 甘楽町の景観構造

(1) 地形・土地利用

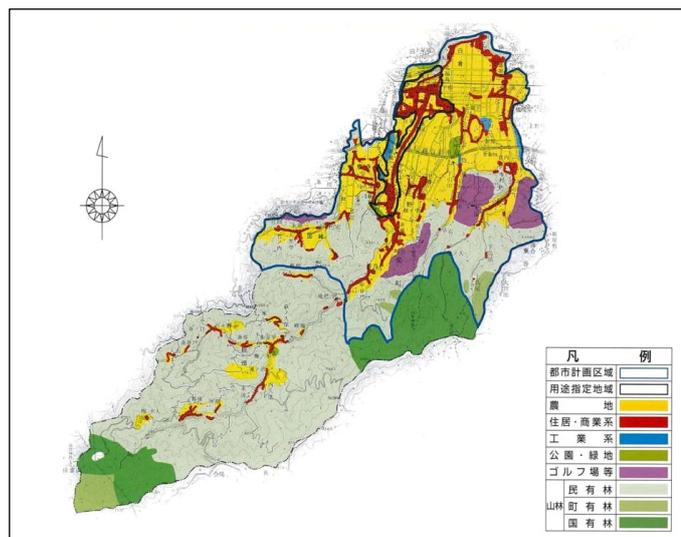
- ・ 本町は南西部が高い山地をなし、北東部が平坦な地形となっています。標高は115mから稲含山の1,370mまで約1,250mの高低差があります。南西部の秋畑地区はほとんどが秩父古生層系の山地となっており、那須集落等では谷床に向かう急斜面に高い石垣が積まれた段々畑が当該地区ならではの独特な文化的景観をつくりだしています。

- ・ 町域約5,857haの内、約半分の3,061haが林野となっており、農耕地が19.3%（田：249ha、畑：914ha）、宅地が6.4%となっています。南西部の山間地は、段々畑の畑作が中心、中央部の台地上では肥沃な土地を利用し、畑作地帯として生鮮野菜やこんにゃく芋の栽培が盛んであり、北東部の鐺川沿いの平坦地は稲作が中心となっています。

※ [資料] 林野面積：群馬県森林林業統計書（平成19年度）／農耕地・宅地：甘楽町住民課調べ

- ・ 小幡地区、新屋地区にかけては二層の段丘が鐺川の流路に沿って西から東に走っています。上位段丘である上野段丘や仁井屋段丘は標高170～180mの台地となっており、蚕桑の栽培適地として本町の養蚕業を支えてきました。現在は畑作中心の土地利用となっており、熊倉山や天狗山等の緑を背景として、伸びやかな農地景観が展開しています。
- ・ 福島から金井にかけての下位段丘は、標高140～150mで上層部は鐺川の堆積物に被われており、古来より稲作が盛んに行われ、条里制遺構も見られます。現在も稲作を中心としたまとまりのある農地が展開しており、遠方の山並みが眺望される、開放感の強い景観となっています。
- ・ 町内を流れる河川は、稲含山に源を発する雄川が長く、秋畑地区の谷川を集め、鐺川に合流しています。その他新屋地区を流れる白倉川、天引川は当該地区の灌漑用水として利用され、造石東方を経て鐺川に合流しています。

- ・ また、雄川から取水し小幡地区の中央を流れる雄川堰は、古くから生活用水、灌漑用水、防火用水等として利用され、現在も日常的な農作物の洗い場等として利用されています。養蚕農家建造物群の町並み、道の中央を流れる雄川堰、昭和34年に植えられた雄川堰沿いの桜並木が一体となった景観は、本町の歴史や文化を象徴するものとなっています。



■ 土地利用現況図



■ 北部平坦地域に広がる田園（福島地区）

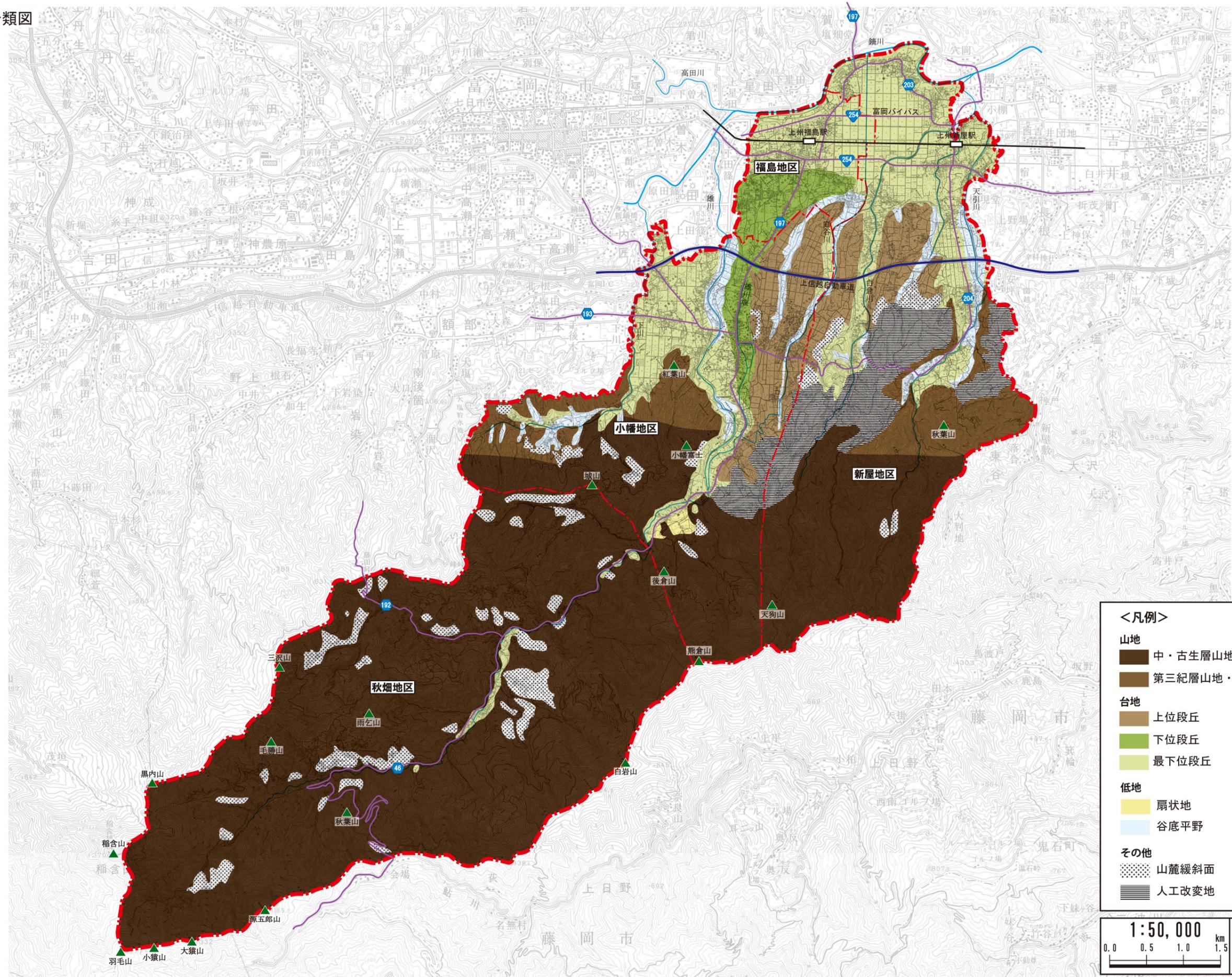


■ 中央部丘陵地域の台地上の畑（小幡地区）



■ 南部山間地域の段々畑（秋畑地区）

■地形分類図



<凡例>

- 山地
 - 中・古生層山地
 - 第三紀層山地・丘陵
- 台地
 - 上位段丘
 - 下位段丘
 - 最下位段丘
- 低地
 - 扇状地
 - 谷底平野
- その他
 - 山麓緩斜面
 - 人工改変地

1:50,000

0.0 0.5 1.0 km 1.5

N

(1) 歴史・産業

①古代

本町には古墳時代の遺跡が数多くあり、現存する古墳はそのほとんどが古墳中期から末期に造営されたものです。また、福島、庭谷および白倉地区には条里制遺構が存在し、碁盤目になって整然と区割りされている跡をみることができます。

『羊太夫縁起』によると、朱鳥九年（694）未年未月未日の未の刻に生まれ、名馬に乗り小幡から奈良の都へ日々参内したと記載されています。羊さまという物語や、秋畑地区には、羊太夫が産湯をつかったといわれている井戸なども存在します。羊太夫は、銅の鑄造技術者であったため、その技術の功により朝廷から「上野国の片岡・緑埜・甘良（楽）の三郡のうちから三百戸をさいて一郡とし、これを「羊」という人に給して多胡郡と命名した。（和銅四年三月九日）」と高崎市の国特別史跡『多胡碑』にあります。

②中世

鎌倉時代にはいと、小幡氏の活躍がみられます。小幡氏は、『武蔵七党系図』によると児玉党の一派で、この党の中に小幡平太郎の名が見られ、13世紀初頭には小幡の地に居住し勢力を確立していました。南北朝時代以降、上杉氏が上野国守護となりその支配力が強固になると、西上野の拠点の一つとして甘楽の地が重要視されてきました。各所に城が築城され、当町には白倉城、国峯城、庭谷城、天引城などがありました。



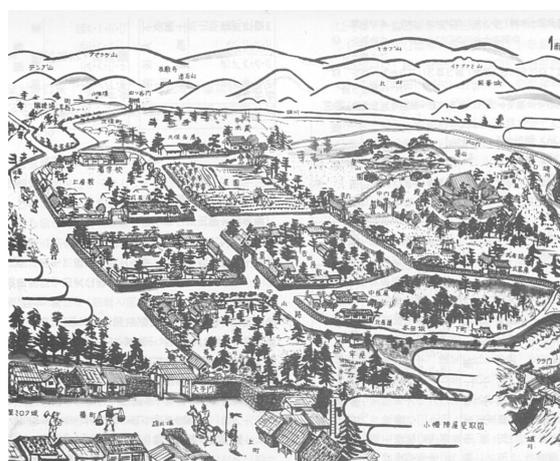
■麻場城址

小幡氏はその後、武田信玄の幕下に加わり、武田軍団の先陣として武勇を馳せ、武田24将の一人にも数えられました。武田氏滅亡後は、織田信長支配下の滝川一益に従い、本能寺の変以後は小田原北条氏の勢力下に入りましたが、天正18年（1590）豊臣秀吉の小田原城攻めに際して国峯城も秀吉軍により落城しました。

③近世

元和元年（1615）に、織田信長の二男信雄に大和国宇陀郡三万石、上州小幡二万石が与えられ、翌元和2年（1616）に信雄の子信良（2代藩主）が福島の御殿に入り、織田氏による小幡藩政が開始されました。

3代信昌は、寛永6年（1629）に小幡への移転を決め、場所を見立て、地割・用水割・水道見立てを行い、13年後の寛永19年（1642）に普請を完了して小幡陣屋に移転し、小幡陣屋は小幡藩の中心となりました。陣屋屋敷には、国指定名勝である楽山園が造営されました。



■小幡陣屋見取図

④近代

明治 22 年 (1889) の町村制施行で、小幡町、秋畑村、福島町および新屋村が成立しました。その後、昭和 30 年 (1955) に小幡町と秋畑村が合併し、昭和 34 年 (1959) に小幡町・福島町 (一部富岡市に合併) ・新屋村が合併し、現在の甘楽町が誕生しました。

産業においては、わが国蚕糸業の画期的な事業として、明治 5 年 (1872) 7 月に、官営富岡製糸場が建設され、同年 10 月より操業が始められました。現在町の



■小幡組全景

地場産業となっている瓦製造業も、官営富岡製糸場建設の特需により、大きく発展しその後の基礎を築きました。

養蚕及び製糸業の隆盛は、安政 6 年 (1859) の横浜開港前後に始まり、製糸の輸出が増加するにつれ品質の均一化と良質化が求められ、収益の増加を図るために、本町においても組合制による揚げ返し工場が設立されました。本町で最初に設立されたのは、明治 11 年 (1878) に村有志 29 名の発起により始められた小幡組です。この頃から、小幡の町屋地区の農家は養蚕農家に形態が変わっていきました。

群馬県の養蚕は、近代から現代まで全国一の隆盛を極め、産業経済の主軸をなしてきました。本町においても、好不況の波に翻弄されることはありますが、永い間農業収入の大部分を占め地域経済を大いに潤してきました。

④現代

戦後は生糸価格の低迷等により養蚕農家は急速に減少し、現在は東京などの大消費地の近郊としての利点を活かし、無農薬栽培や有機栽培などによる野菜やこんにゃく芋の栽培が行われています。

昭和 40 年代に入ると、商業地は駅周辺や主要な道路沿いに集積するようになり、福島駅周辺や福島地区、小幡地区の国道、県道沿線が商業の中心となってきました。現在の商圈は国道 254 号バイパス沿線の大型店舗に移り、福島駅周辺や小幡地区の県道沿いの商店街は衰退傾向となり、日用品を中心とした商店街へと変化してきています。

工業は基幹となるものが少なく、建設、電気・自動車関連の中小企業が多い状況となっています。



■露地なす栽培



■上州福島駅前商店街



■自動車系工業団地

2. 甘楽町の景観的特徴 ～甘楽町らしさを表す4つの景～

地形が作り出す景観の骨格 山河の景

～山並みへの眺望～

本町の北部平坦地域からは、上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）や浅間山といった遠方の山並み、また本町の熊倉山や稲含山といった山並みを良好に眺望することができます。これら本町を取り囲む山並み景観は、町民に広く親しまれており、地域のアイデンティティともなっています。また、名勝楽山園の借景としての中心を占める熊倉山や紅葉山、山岳信仰の対象となった稲含山等の山並みは歴史・文化的にも重要な景観です。本町の景観形成にあたっては、このような山並みへの眺望を考慮し、それを阻害しないよう十分配慮することが求められます。



上毛三山の山並み

～鑓川、雄川等の自然豊かな河川～

本町は、富岡市との境界を鑓川が流れ、町の中心部に雄川、西部に下川、東部に天引川が流れています。町境を流れる鑓川は、段丘面に広がる緑と一体となって、豊かな自然を感じさせる景観を形成しており、また甘楽総合公園の中央を流れる雄川は、川沿いの散策路など、親水性に配慮した整備が進められ、人々の憩いの場となっています。このような本町を流れる河川景観は、本町の景観の“軸”となるものであり、良好な自然環境を維持するとともに、より町民に親しまれるような景観形成が求められます。



鑓川の流れ

～段丘崖や山林の緑～

本町の北部は、鑓川および雄川・下川の段丘地形であり、段丘崖には緑豊かな崖線樹林が形成されています。また町の中央部や南部は周囲を山地・丘陵の緑に囲まれています。このような樹林は、本町の自然の豊かさを感じさせる重要な景観であるとともに、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など多くの機能を有しています。本町の景観形成にあたっては、このような町並みや田園の背景となっている身近な緑の景観を守ることが重要です。



町並みの背景となっている緑

地形や自然条件を活かした農業の景

～まとまりある北部平坦地の田園～

本町の北部地域には、まとまりある田園が広がっており、上毛三山や浅間山といった遠方の山並み、また本町の熊倉山や稲倉山といった山並みが眺められる開放的な景観が展開しています。このようなまとまりある長閑な田園景観は、本町の土地の豊かさを表すものであり、北部地域の基調をなす景観となっています。このようなまとまりある田園の土地利用を今後も適切に維持していくことが望まれます。



北部地域の田園地帯

～台地上の伸びやかな畑地～

本町中央部の台地上では、肥沃で水はけが良い土壌を活かした畑作が盛んに行われています。当該エリアは蚕桑の栽培適地として本町の養蚕業を支えてきましたが、現在は畑作中心の土地利用となっており、本町の特産ともなっているこんにゃく芋の栽培も盛んに行われています。この地方でのこんにゃく芋の栽培は約500年前から行われており、以来この地域に伝承され栽培されてきました。小幡の町並みを取り巻くように点在するこんにゃく芋畑の緑と農作業風景は、初夏から初冬の風物詩ともなっており、地域の気候風土を活かした生産活動の履歴を示すものとなっています。また、小幡地区の上野には、平成12年にオープンした甘楽ふるさと農園があり、農業を通じた都市住民等との交流の場ともなっています。このような、熊倉山や天狗山等の緑を背景とした台地上の伸びやかな農地景観は、北部地域の田園とともに本町の基調をなす景観として、今後も適切に守っていくことが望まれます。



一面に広がるこんにゃく芋畑

先人から受け継がれてきた歴史・文化の景

～小幡の町を縦横に流れる雄川堰～

小幡のまちを流れる雄川堰は、本町の成り立ちや歴史を現代に伝える重要な要素であり、「名水百選（環境省）」「水の郷百選（国土庁）」「疏水百選（農林水産省）」に認定されるなど、社会的にも高い評価を得ています。雄川堰は藩政以前からの長い歴史があり、古くから住民の生活用水、製糸・精米・製粉の動力源、下流の水田の灌漑用水として多目的に利用されてきました。現在も日常的な農作物の食材洗い場等として、また季節によっては中に里芋を入れて水力で皮を剥く芋車と呼ぶ道具を設置したりして日常的に利用されています。また雄川堰（大堰）から取水している小堰は、武家屋敷地区内を幾筋にも縫って廻っており、かつては飲用水をはじめとした生活用水、また武家屋敷内の苑池の水として利用されていました。このような雄川堰の水路ネットワークは歴史・文化的に非常に貴重なものです。養蚕農家建造物群の町並み、桜並木と一体となった雄川堰の景観、水の流れる音は広く町民に愛されており、甘楽町を象徴する景観として今後も良好に維持していく必要があります。



雄川堰（上：大堰／下：小堰）

～武家屋敷や養蚕農家群の歴史的町並み～

小幡の雄川堰沿いには養蚕農家群の歴史的な町並みが今も残されており、『群馬県甘楽郡甘楽町小幡伝統的建造物群調査報告書』（昭和58年）によると、予備調査で98棟、一次調査で48棟が重要な歴史的建造物として選定されています。城下町地区には、大名が通った道幅14mの中小路、書院造りの武家屋敷や屋敷内の庭園、石垣（喰い違い郭）等が残り、織田、松平両家が統治した当時の城下町の面影を色濃く残している。また、江戸時代初期に造営された小幡藩邸の中にある池泉回遊式庭園の名勝楽山園は、熊倉山や紅葉山を借景として上手く取り込むなど、当時の大名庭園の特色をよく表している。このような歴史的な町並みは、本町の成り立ちや履歴を示す重要な景観であり今後も良好に守っていく必要がある。



養蚕農家群の町並み



道幅14mの中小路

～急傾斜地に開かれた“ちいじがき集落”～

本町の南部に位置する秋畑地区は、町の中央を流れる雄川の水源であり、信仰の対象である稲倉山を背負う山間地域です。この地区では、農地を支える「ちいじがき（小さな石で作った石垣の意味）」と呼ばれる石積みが独特の集落景観を形成しています。ちいじがき集落は古くから林業に支えられてきましたが、明治初頭からの養蚕の普及や同中期頃からのこんにゃく栽培により、地区の主産業は林業から農業へと転換していきました。しかし、当地の土壌は砂質分が多く水はけが良い一方で、急傾斜の地形のために耕作地の確保や土壌流出に対する管理には大変な苦勞が伴い、こうしたなかで、人々はわずかでも耕作地を増やそうと、『耕して天までいたる』がごとく、急坂でも切り拓き、石垣を幾段にも築いて段々畑を造成してきました。この畑を支える石垣が「ちいじがき」です。この「ちいじがき」が積み上げられた独特の文化的景観は、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』（平成15年）で、“集落に関連する景観”の＜重要地域＞に「那須集落の段々畑と石垣」の名称で調査されています。一方で過疎化も進行しており、この独特な景観を守っていくために、定住や営農支援、石積み技術の継承等の手立てを講じていく必要があります。

～民俗と祭事～

本町には、5年に一度開催される小幡八幡宮例大祭、“ちいじがき”の那須集落で、毎年10月の秋祭りで奉納される「那須の獅子舞」、福島地区の瓦製造とも関わりの深い笹森稲荷神社の例大祭で奉納される太々神楽など、その地域ならではの独特の伝統文化が存在します。これら各地に古くから受け継がれてきた民俗芸能や祭事は、地域の文化や誇りが凝縮された、地域の団結のシンボルでもあります。このような民俗芸能や祭事は、その舞台となる社寺や歴史的な町並みと合わせて、本町の重要な伝統的景観といえます。



ちいじがき集落の全景



ちいじがきによる段々畑



古い歴史をもつ笹森稲荷神社



ちいじがき集落を巡行する獅子舞

まちの賑わいや活力を生み出す市街地の景

～地域をつなぐ街道（幹線道路）沿いの町並み～

本町の北部地域を走る国道 254 号は、上州姫街道または下仁田街道とも呼ばれ、武州本庄から信州追分までの間に 11 ある宿場の一つが本町の福島宿でした。その名残を残す古い建物の一部に見られますが、現在は町民の日常生活を支える商業地となっています。また、本線の北部にバイパスが開通し、このバイパス沿いに大型の商業施設も立地しています。このような幹線道路沿いは、町の商業の中心としての発展が期待される一方で、不特定多数の人に眺められることから、本町の景観イメージを大きく規定することにもなります。そのため、一定のルールに基づく景観誘導が強く求められます。



国道 254 号沿いの町並み

～コミュニティがつくる住宅地の家並み～

本町には城下町や宿場町を母体とした既成市街地に形成された住宅地と、庭谷住宅団地のように計画的に整備された住宅地があります。これら住宅地の町並みは、地域の人々の生活が滲み出た、その地域の暮らし方が反映された景観といえます。本町には、手入れの行き届いた前庭の緑が連続する町並みなど、地域コミュニティの充実が伺える良好な景観も見られます。このような、地域への愛着に支えられた人の温もりが感じられる住宅地の景観づくりが重要です。



庭谷住宅団地の町並み

3. 地区別の景観的特徴

(1) 新屋地区

- ・ 新屋地区は南北に長く、北部の平坦地、中央部の台地、南部の山地に大きく地形が分かれます。北部平坦地はまとまりある田園景観が展開しており、国道や県道沿いに住宅地が形成されています。また鏑川沿いの庭谷住宅団地は、整然とした閑静な戸建ての住宅地となっています。中央部は庭谷川、白倉川、天引川の間が舌状の台地となっており、台地上は畑地、天引川沿いは水田、白倉川沿いは主に集落と畑地といった土地利用となっています。
- ・ 県道 204 号金井小幡線の南方向には、何層にも連なる牛伏山地や御荷鉢山地の山並みを道路軸線上に眺めることができます。
- ・ 台地の先端部には、この地の豪族白倉氏の居城であった、町指定史跡の「麻場城址」が存在し、平成4年に麻場城址公園として整備されています。また、白倉川西側の台地上は、「甘楽ふれあいの丘」として、甘楽町文化会館や甘楽古代館、陸上競技場等が整備されており、町民のスポーツ、レクリエーションの拠点となっています。



■ 地区北部の田園地帯



■ 台地上の畑地



■ 県道上から眺められる山並み



■ 白倉川沿いの町並み

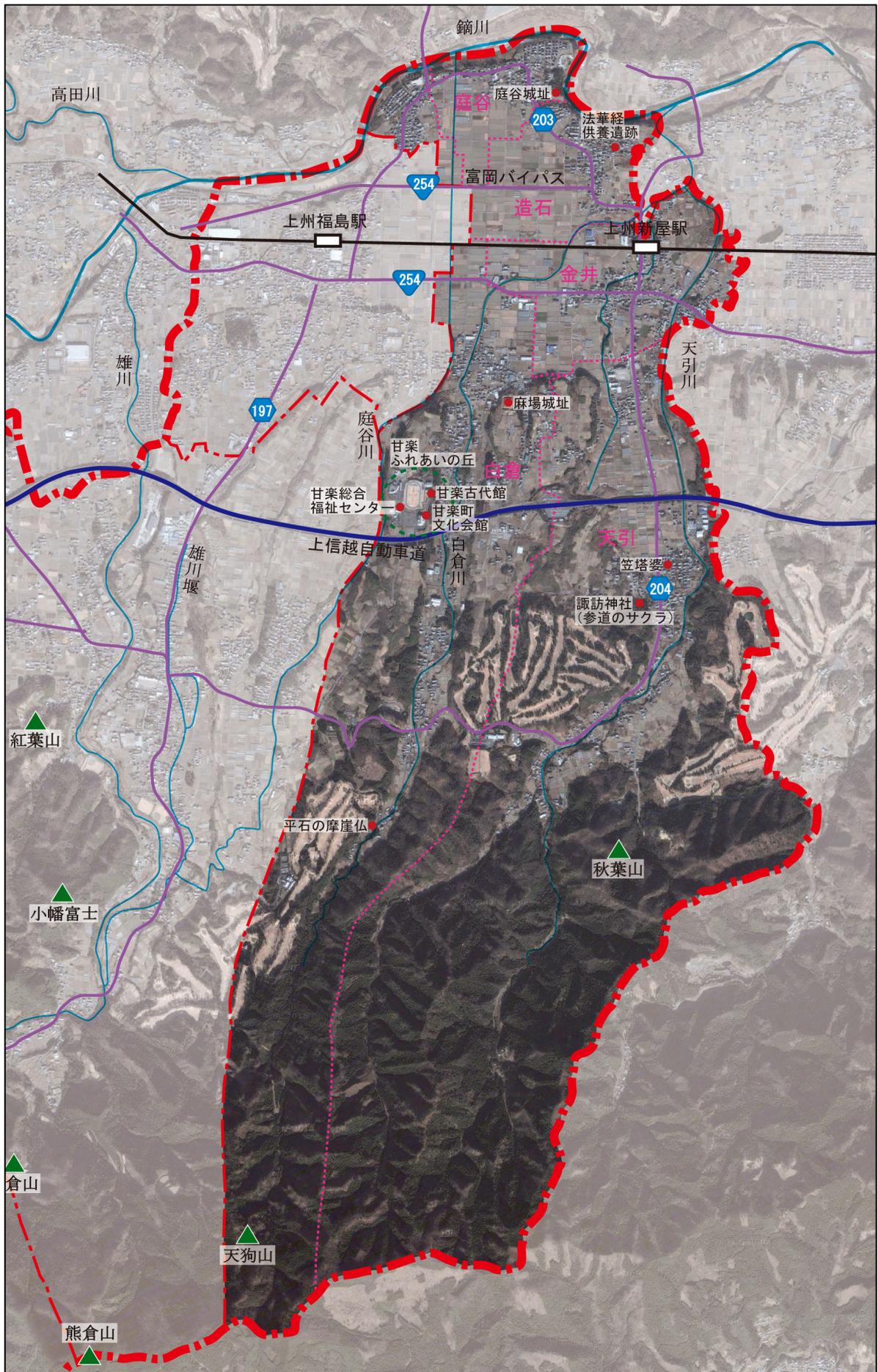


■ 庭谷住宅団地の町並み



■ 甘楽ふれあいの丘





(2) 福島地区

- ・ 福島地区は北部平坦地域に位置し、地区の北東部は新屋地区と連続するまとまりある田園景観が展開し、県道や国道沿い等に住宅地が形成されています。
- ・ 本地区には、本町の玄関口となる上州福島駅が位置し、また平成 12 年に開通した国道 254 号富岡バイパス沿いには、大規模なホームセンター・スーパーマーケットが立地するなど、郊外型の開発も進んでいます。
- ・ 地区内を走る国道 254 号は、上州姫街道または下仁田街道とも呼ばれ、武州本庄から信州追分までの間に 11 ある宿場の一つが本地区の福島宿でした。その名残を残す古い建物の一部に見られますが、現在は町民の日常生活を支える商業地となっています。
- ・ かつては「福島瓦」の生産が盛んで、明治 4 年に始まった富岡製糸場建設の際には、製糸工場 4 棟分の瓦、赤煉瓦が焼かれ、調達されました。高度成長期を経て、大量生産による均一な瓦の需要が高まり、現在は「福島瓦」の瓦工場は減少しましたが、その歴史は「ギャラリー瓦窯」で知ることができます。
- ・ また瓦生産とも関係が深い、本地区のランドマークである笹森稲荷神社は、天長 2 年（825 年）の創設といわれ、当該地域の鎮守として古くから信仰されており、毎年 3 月の第 2 日曜日には、笹森稲荷神例大祭が催され、社太々神楽が氏子により奉納されています。



■地区北東部の田園地帯



■バイパス沿いのロードサイド



■バイパス沿いの野立て看板



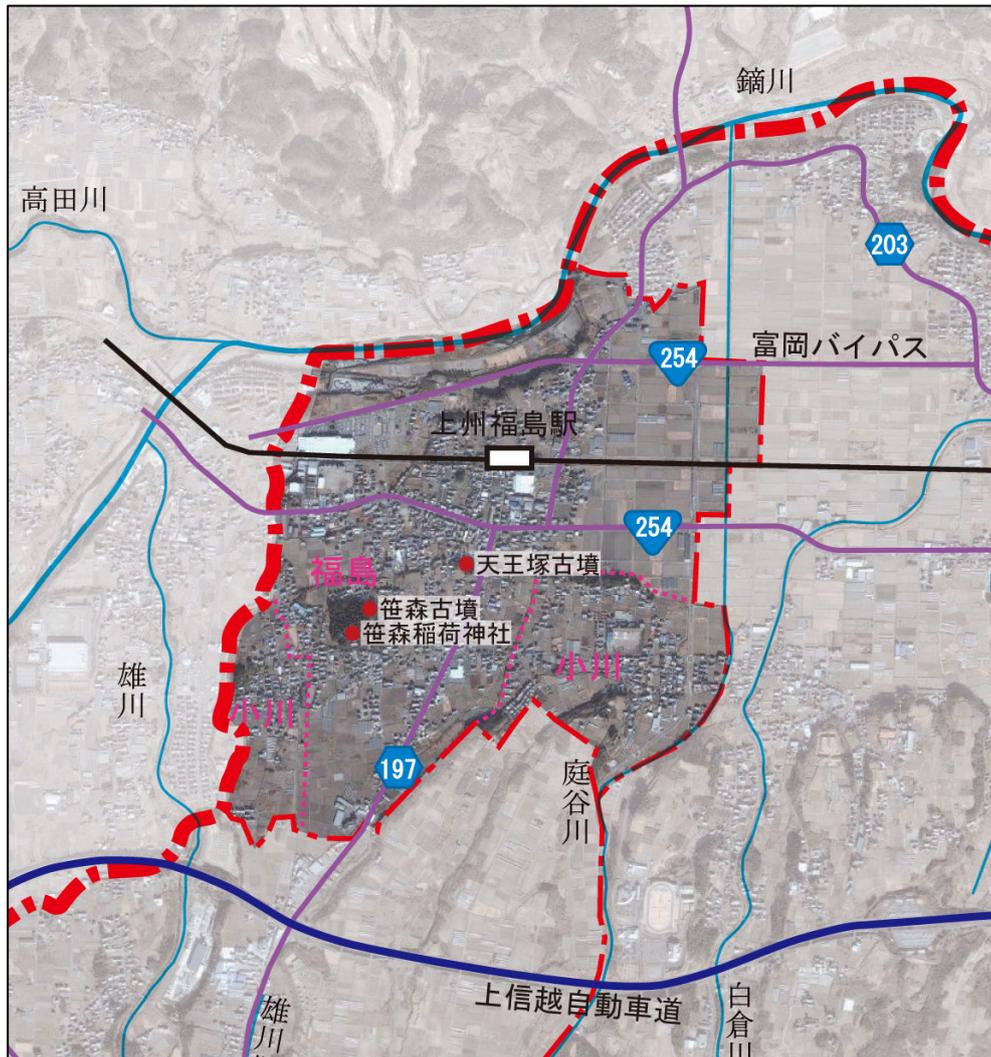
■国道 254 号沿いの町並



■笹森稲荷神社

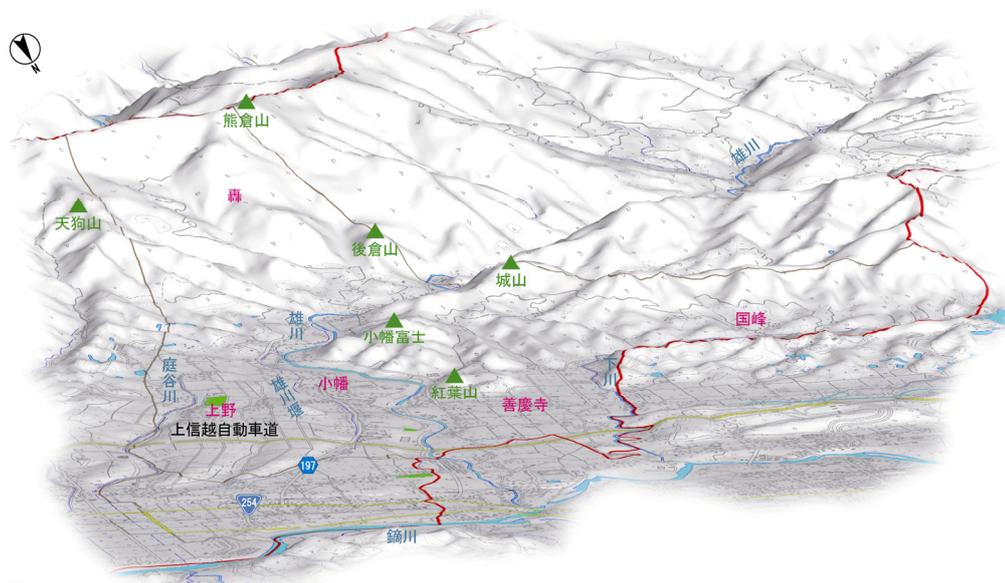


■笹森稲荷神社の境内



(3) 小幡地区

- ・ 小幡地区は、雄川・下川沿いの平坦地、地区東部の上野の台地、紅葉山や熊倉山がある山地・丘陵に大きく地形が分かれます。雄川・下川沿いの平坦地は水田や畑地、住宅地の土地利用が混在しており、上野の台地上は畑地および県道 204 号金井小幡線の北側に住宅地が形成されています。上野台地には平成 12 年にオープンした甘楽ふるさと農園があり、農業を通じた都市住民等との交流の場ともなっています。当該施設は上毛三山や浅間山を望むことができる眺望の良い場所に立地し、単なる貸し農園ではなく、栽培講習会や収穫感謝祭、農園づくりコンテストなどを行いながら、有機農業を主体とする安全安心野菜づくりを実践しています。
- ・ 小幡地区には八幡山、紅葉山、小幡富士といった町民に親しまれている山があります。八幡神社が位置する八幡山は標高 234.6m と低いものの、町屋地区の養蚕農家建造物群の緑の背景となっており、山頂の展望広場からは小幡の町並みを良好に眺めることができます。
- ・ 地区の中央を流れる雄川沿いには、昭和 54 年から 20 年の歳月をかけて整備され、平成 10 年に完成した面積 18ha の甘楽総合公園があります。甘楽総合公園は平成 18 年に「日本の歴史公園 100 選」に選定されており、豊かな自然の中で散策やスポーツを楽しむことができます。
- ・ 現在に残る小幡のまちの構造は、3 代藩主織田信昌が陣屋を福島から小幡に移転（1642 年）したことで形づくられました。小幡城下は、名勝楽山園、大奥、喰い違い郭等のある武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺在する町屋地区で構成され、この両地区を雄川堰が還流しています。
- ・ 小幡のまちのランドマークとなっている国指定名勝の楽山園は、陣屋に付随する庭園で、初代織田信雄により創始されたと伝えられています。楽山園は池泉回遊式の庭園で、紅葉山や熊倉山を借景とする格調の高い庭園で、平成 4 年に楽山園の保存・整備・活用についての協議が始まり、平成 11 年から本格的な発掘調査、平成 14 年度からは調査と並行して整備工事が進められています。
- ・ 小幡のまち中を流れる雄川堰は、大手門跡より上流約 2.3km の雄川から取水され、途中 3 箇所にて設けられた取水口から武家屋敷地区を網の目のように流れる小堰が分流しています。藩政時代の地割りに沿って流れる小堰は、小幡の歴史的景観を構成する骨格的要素となっています。





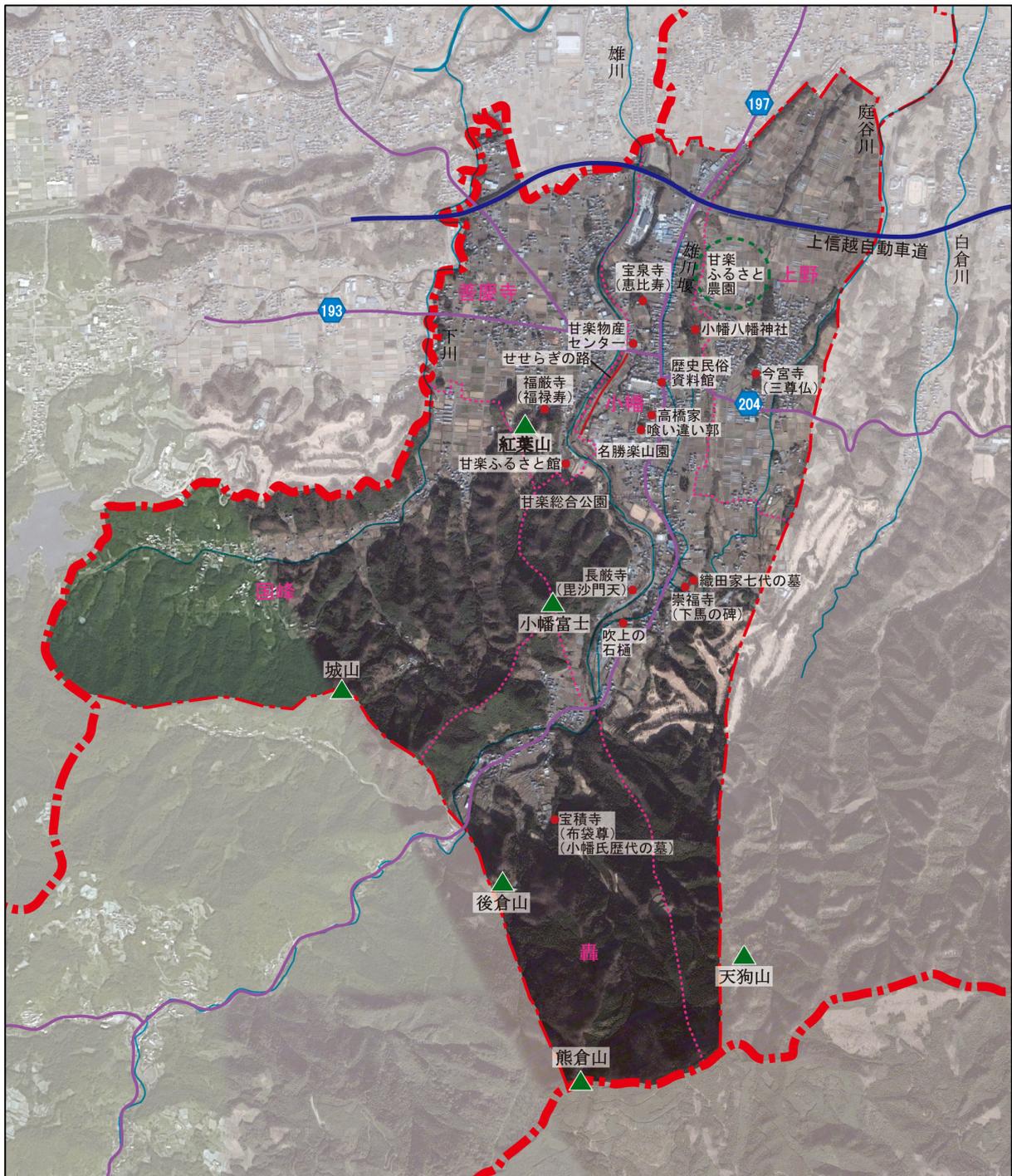
■上野の台地上の畑地



■養蚕農家の形を留める家屋



■甘楽総合公園



(4) 秋畑地区

- ・ 秋畑地区は、ほぼ全域が中・古生層山地に属し、雄川沿いの谷地に山が迫った地形となっています。集落は雄川と平行して走る主要地方道富岡神流線、および県道 192 号秋畑富岡線沿いの谷筋と、急斜面に開かれた那須、峯・萩ノ久保といった地区に形成されています。
- ・ 本地区の最も特徴的な景観は、山の頂上に向かって展開している段々畑です。段々畑は「小さな石垣」を意味する「ちいじがき」が積み上げられ、こんにゃく芋や蕎麦等が栽培されています。この「ちいじがき」が積み上げられた独特の文化的景観は、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査』で、“集落に関連する景観”の<重要地域>に「那須集落の段々畑と石垣」の名称で取り上げられています。
- ・ 那須集落は、平成7年に県の「美しい農村景観保全活用モデル地区」に選定されたことがきっかけとなり、平成8年から一口1万円で1aの畑のオーナーになり、地元住民の指導のもと、蕎麦栽培と蕎麦打ちを体験する「ちいじがき蕎麦入門講座」が行われています。
- ・ 地区の南西端には標高1,370mの稲含山が位置し、その麓には地区の全世帯が氏子となっている稲含神社があります。毎年10月中旬に奉納される「那須の獅子舞」は1300年とも言われる長い歴史があります。



■ 山に囲まれた秋畑地区



■ 梅ノ木平付近



■ 秋畑小学校分校跡



■ 那須集落



■ 那須集落



■ 蕎麦オーナー制の畑



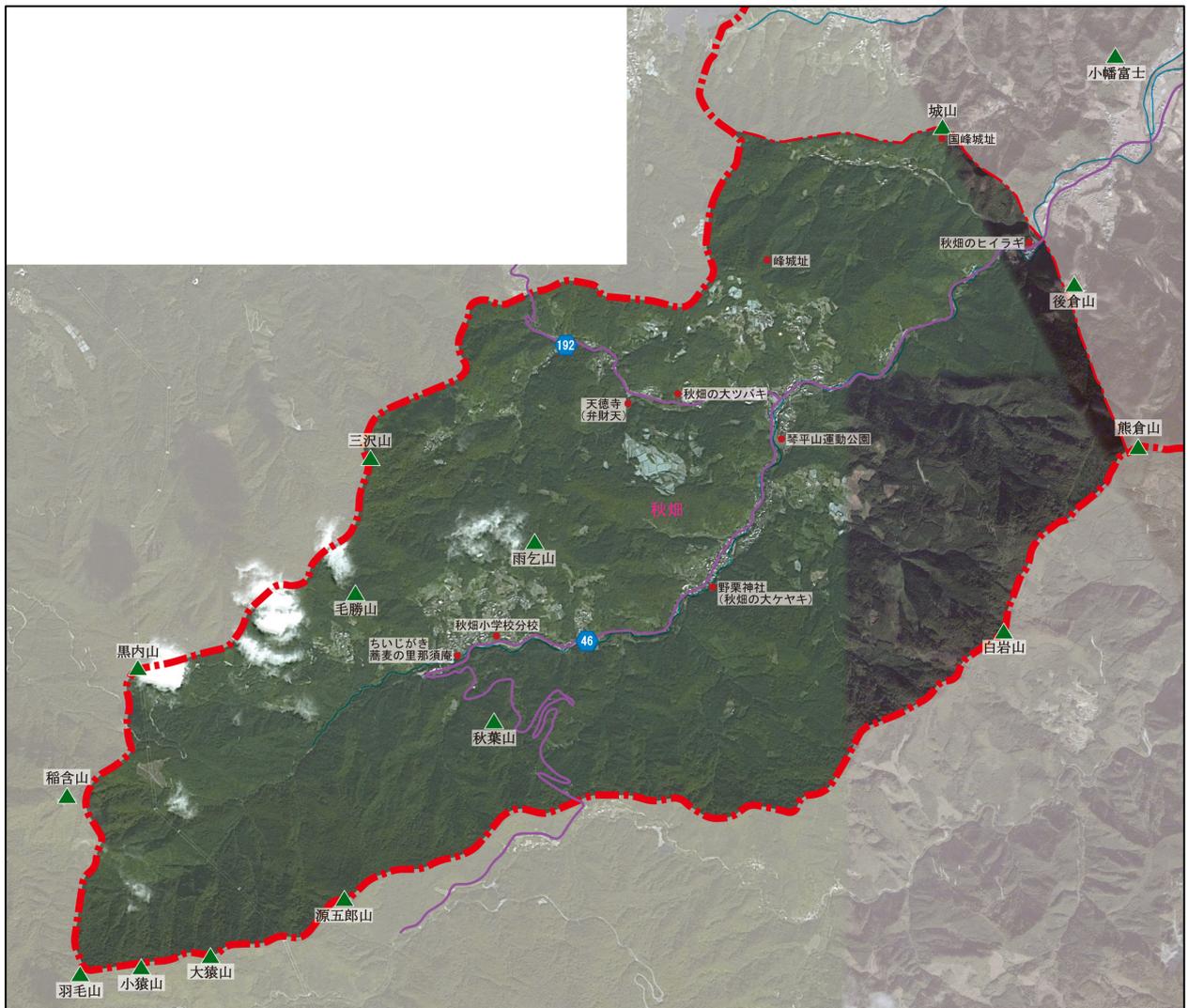
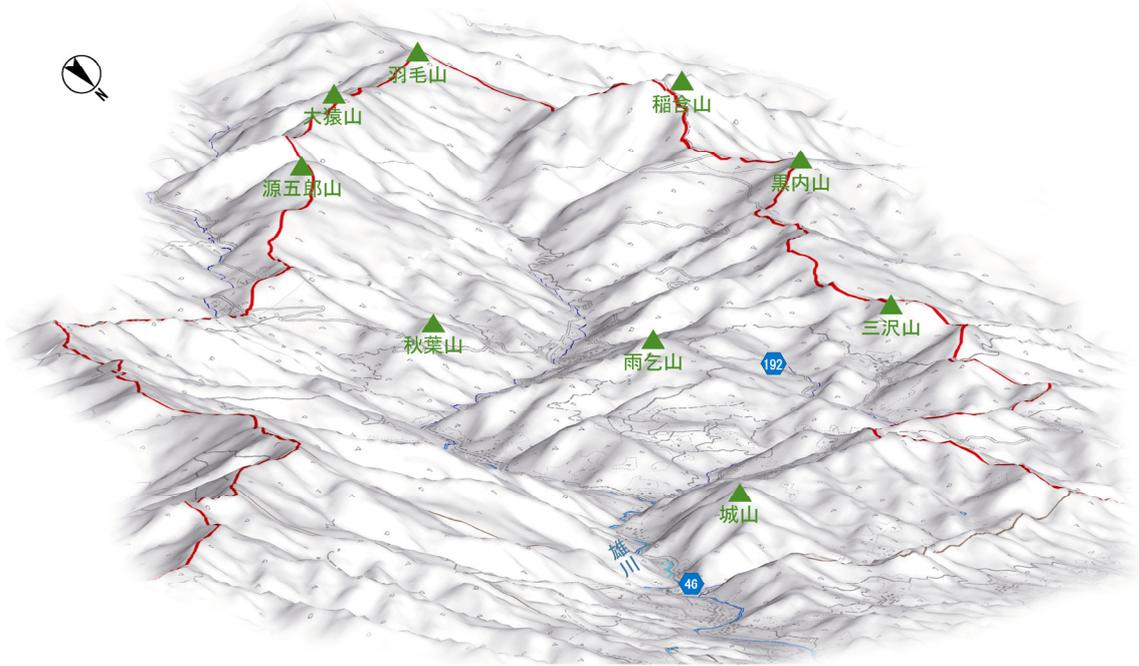
■ ちいじがき（要害周辺）



■ ちいじがき（森戸周辺）



■ ちいじがき（御宮沢周辺）



● 第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本姿勢

五感で感じるまちの歴史的・文化的佇まいを大切にす

本町には、藩政時代以前から地域の発展に貢献してきた雄川堰を中心に、特徴的な養蚕農家群の町並み、雄川堰の細流を活かした名勝楽山園とその周辺の武家屋敷地区の町並み、山あいの急斜面に開かれた“ちいじがき集落”といった、歴史的・文化的な景観が存在しています。また緑豊かな山林やまとまりある農地が背景となって、これらの歴史的・文化的景観を引き立てています。本町には、このような歴史的・文化的な佇まいが今なお息づいており、これらが本町の景観を強く特徴づけています。このような歴史的・文化的な佇まいは、視覚からだけではなく、雄川堰を流れる水の音、お囃子の稽古の笛の音、歴史ある建物の匂い、春の花の香り、石垣や水の手触りなど、五感を通して感じることができ、それらが本町の魅力となり、本町での景観体験をより豊かなものにしてくれます。

本町の景観形成にあたっては、視覚的なものだけでなく、このように五感で感じるまちの歴史的・文化的な佇まいを大切にし、それらを活かすことを基本とします。

2. 景観形成の基本方針

基本方針 1

上毛三山や浅間山、名勝楽山園の借景となっている山並み等への眺望景観を守る

本町北部の平坦地域や台地上からは、上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）や浅間山といった遠方の山並み、また本町の熊倉山や稲倉山といった山並みを良好に望むことができます。これら本町を取り囲む山並み景観は、町民に広く親しまれており、地域のアイデンティティともなっています。また、名勝楽山園の借景となっている紅葉山や熊倉山、山岳信仰の対象となった稲倉山等の山並みへの良好な眺望を保全することは、歴史・文化的な側面からも重要です。

本町の景観形成にあたっては、本町の景観を特徴づけ、町民にも広く親しまれている山への眺望景観を阻害しないよう十分配慮します。

基本方針 2

山林や段丘崖の緑、河川の自然景観を大切にす

本町の南部地域は、熊倉山や稲含山といった標高 600～1,300mの山地が三方に連なる、山林の緑に囲まれた自然豊かな景観となっています。また、鑄川と雄川・下川の河岸段丘地形となっている本町北部は、段丘の斜面には樹林が連なり、緑の帯が形成されています。これら山林や段丘崖の緑は、町並みや田園等の美しい背景として、本町の景観を印象づける重要な要素となっています。

また、町境を流れる鑄川や本町の中央を流れる雄川は、段丘面に広がる緑と一体となって、豊かな自然を感じさせる景観を形成しており、特に雄川は、川沿いの散策路など親水性に配慮した整備が進められ、人々の憩いの場となっています。

本町の景観形成にあたっては、これらの山林および河川の自然景観を、後世に残していかなければならない本町のかげがえのない資源として捉え、これを大切に守り育てていきます。

基本方針 3

段丘上に広がる伸びやかでまとまりある農地景観を守る

本町の北部地域や中央部の台地上には、伸びやかでまとまりある農地が広がっており、これら農地越しに上毛三山や浅間山、熊倉山や稲含山といった山並みを良好に眺めることができます。このようなまとまりのある長閑な農地景観は、本町の土地の豊かさを表すものであり、山並みの緑と一体となって、本町の景観の基調をなしています。また、台地上に広がるこんやく芋畑の景観は、本町の地形や気候風土を活かした伝統的な産業景観としても重要です。

本町の景観形成にあたっては、これら伸びやかでまとまりのある農地の景観を本町の景観の基調をなす「地」の景観として捉え、開発行為や農地転用等を適切に規制・誘導することで、土地利用の秩序を守ります。

基本方針 4

町の成り立ちや地域の記憶を表す歴史的・文化的な町並み・集落景観を守る

小幡のまちを流れる雄川堰は、「名水百選（環境省）」「水の郷百選（国土庁）」「疏水百選（農林水産省）」に認定されるなど、社会的にも高い評価を得ています。この雄川堰沿いには養蚕農家群の歴史的な町並みが今も残されており、名勝楽山園を中心とする城下町地区には、大名が通った道幅 14mの中小路、書院造りの武家屋敷や屋敷内の庭園、石垣（喰い違い郭）等が残り、織田、松平両家が統治した当時の城下町の面影を色濃く残しています。また本町南部の秋畑地区には、農地を支える「ちいじがき（小さな石で作った石垣の意味）」と呼ばれる石積みが特徴的な急斜面に開かれた独特の集落景観が見られ、我が国の文化的景観として非常に価値の高いものとなっています。

これら歴史的・文化的景観は、本町の成り立ちや地域の記憶を表す重要な景観であるとともに、全国的に見ても価値の高いものであることから、本町が他に誇れる重要な景観として位置づけ、これを保全します。

基本方針 5

雄川堰の水路ネットワーク活かす

一級河川雄川より取水し、小幡の歴史的町並みの中を流れる雄川堰は、本町の景観を特徴付ける最も重要な要素の一つです。雄川堰は大堰とも呼ばれており、大堰より三箇所取水口を設けて、武家屋敷地区内を網目状に張り巡らされている水路が小堰と呼ばれています。この小堰に取水口を設け、藩邸内は「せき水通り」と呼ばれた堰により、雄川堰の水が武家屋敷や名勝楽山園の苑池に注がれています。大堰は、重要伝統的建造物群保存地区への指定が目指されている養蚕農家建造物群の歴史的な町並みの真中を流れ、雄川堰を流れる水の音は、この歴史的な町並みの風情をより高めています。一方小堰は、道路拡幅等に伴い暗渠化されている区間もあり、その存在を強く認識できるような状況とはなっていないのが現状です。

このような、微妙な地形の勾配を読み解き、小幡のまちを網の目のように流れる雄川堰は、歴史的にも非常に価値の高いものです。本町の景観形成にあたっては、このような雄川堰の水路ネットワークを小幡地区の景観の骨格的要素として捉え、これをより顕在化させることを基本とします。

基本方針 6

町のイメージを大きく規定する駅前や主要道路沿いの良好な景観を形成する

地域を広域に繋ぐ国道等の主要道路や鉄道は、本町の景観に触れる最も代表的かつ日常的な場であり、これら不特定多数の人が利用する道路・鉄道からの眺めは、本町の景観イメージを強く規定することになります。また、駅およびその周辺は、日常的に多くの人が利用する町の玄関口であり、また本町を訪れる人にとって、町の第一印象を形作る重要な場所となります。

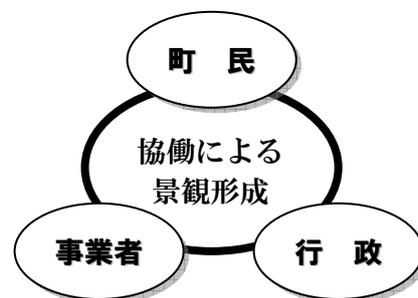
本町の景観形成にあたっては、これら主要道路・鉄道沿いおよび駅周辺を、人々を本町に迎え入れる重要な場所として捉え、ホスピタリティが感じられるような景観形成に努めます。

3. 景観形成の推進に関する方針

(1) 協働による景観形成の推進

良好な景観の形成にあたっては、町民・事業者・行政等、本町の景観づくりに関わる全ての主体が適切な役割分担と連携の下で取り組むことが不可欠となります。

そのため、「身近な地域の景観づくりは町民、事業者が主体に」「町全体の景観づくりや地域間の調整は町が主体に」、町民・事業者・行政それぞれの特性に応じた役割分担を明確にした、協働による景観形成を推進します。



<町の役割>

- 良好な景観の形成を図るための施策を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その実施にあたっては、景観法その他の法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるよう努める。
- 本町の魅力的な景観を創出するために、分野横断的な連絡・調整機能を強化するとともに、町の公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成の先導的な役割を果たす。
- 良好な景観の形成を図るために必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又は公共的団体等に対し、良好な景観の形成について協力の要請をするものとする。
- 良好な景観形成に関わる施策の策定にあたっては、町民および事業者の意向が反映されるよう努める。
- 町民・事業者の主体的な取り組みを促すため、景観に関わる知識の普及や意識の高揚につながる施策を実施するとともに、必要な支援策を講じるよう努める。

<事業者の役割>

- 土地の利用等の事業活動が地域の景観に大きな影響を与え、また事業所等の施設が地域景観の重要な要素であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- 景観が町民共有の財産であることを認識し、町が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。
- 農業等においては、本町の良好な産業景観の形成に寄与するよう努める。

<町民の役割>

- 他に誇れる景観を育み、次世代に継承していくために、自らが景観形成の主体であること、また良好な景観の受益者であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- 景観が町民共有の財産であることを認識し、町が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。
- 本町の良好な景観形成につながるような取り組みや活動を自主的に実施する。

(2) 積極的な普及啓発・広報活動の展開

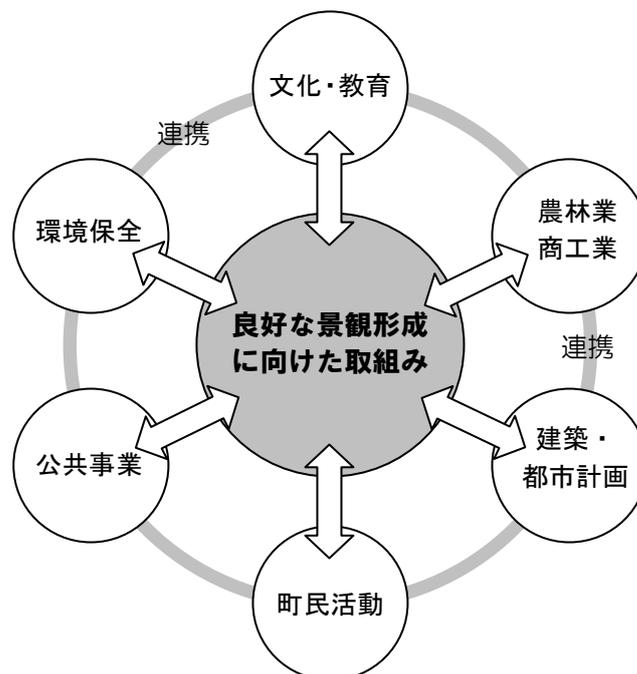
本町の美しい景観づくりを実現させるためには、できるだけ多くの町民や事業者が本町の景観に対する関心を持ち、良好な景観形成に向けた“一歩”を踏み出すことが求められます。

そのため、シンポジウムの開催や、学校教育・生涯学習の場における「景観出前講座」等を開催することで、景観まちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、町のホームページや広報誌等を活用し、規制誘導に関わる制度適用の必要性やその効果、景観まちづくりに対する支援制度の内容、また景観に関わる講演会や勉強会の開催案内等、町民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図ります。

(3) 総合的な推進体制の構築

良好な景観を形成するためには、商工業や農林業等の産業部局、文化財の指定等に関わる文化・教育部局等との連携による総合的、一体的な取り組みが求められます。

そのため、景観形成に関わる連絡調整や情報交換の場となる庁内連絡会議を設置し、分野横断的な推進体制の強化を図ります。また、景観に関する優れた見識を有し、本町の景観をよく知る学識経験者や専門家を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられるような体制を構築します。



4. 景観形成重点地区（候補）の設定と景観形成の方針

(1) 景観形成重点地区候補の設定の考え方

景観計画区域（町域全域）の内、本町の景観形成を進める上で特に重要な地区や、本町を代表するような特徴的な景観を有する地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として位置づけます。景観形成重点地区では、将来的に一定程度の住民の理解を得た上で、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定め、重点的な景観の規制・誘導を図ることを想定します。本計画では「小幡中心地区」を景観形成重点地区候補として位置づけます。

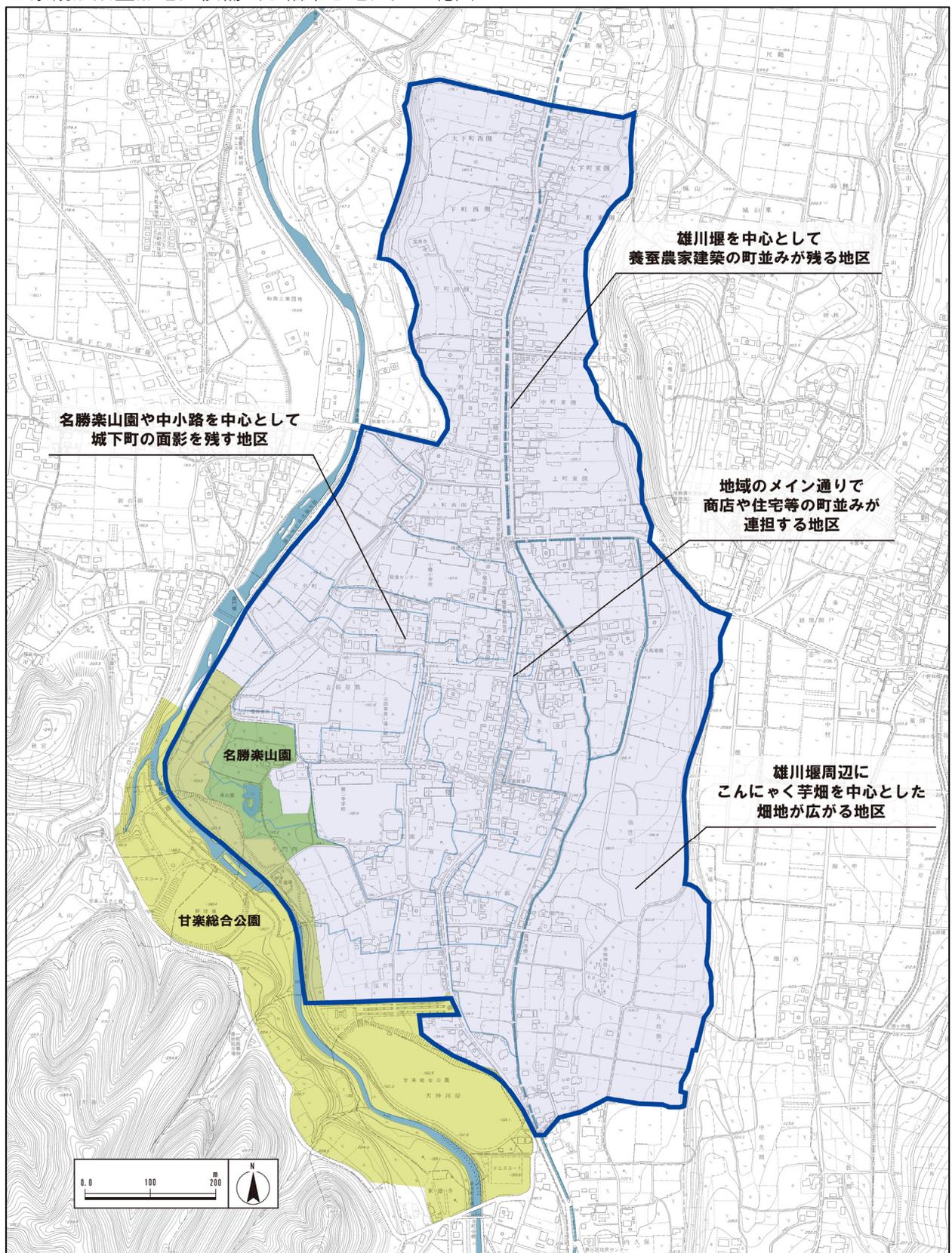
なお、景観形成重点地区は、町の景観形成における重要性の高まりや、住民意識の高まり等を踏まえ、必要に応じて追加指定できるものとします。

【「小幡中心地区」を景観形成重点地区（候補）として設定する理由】

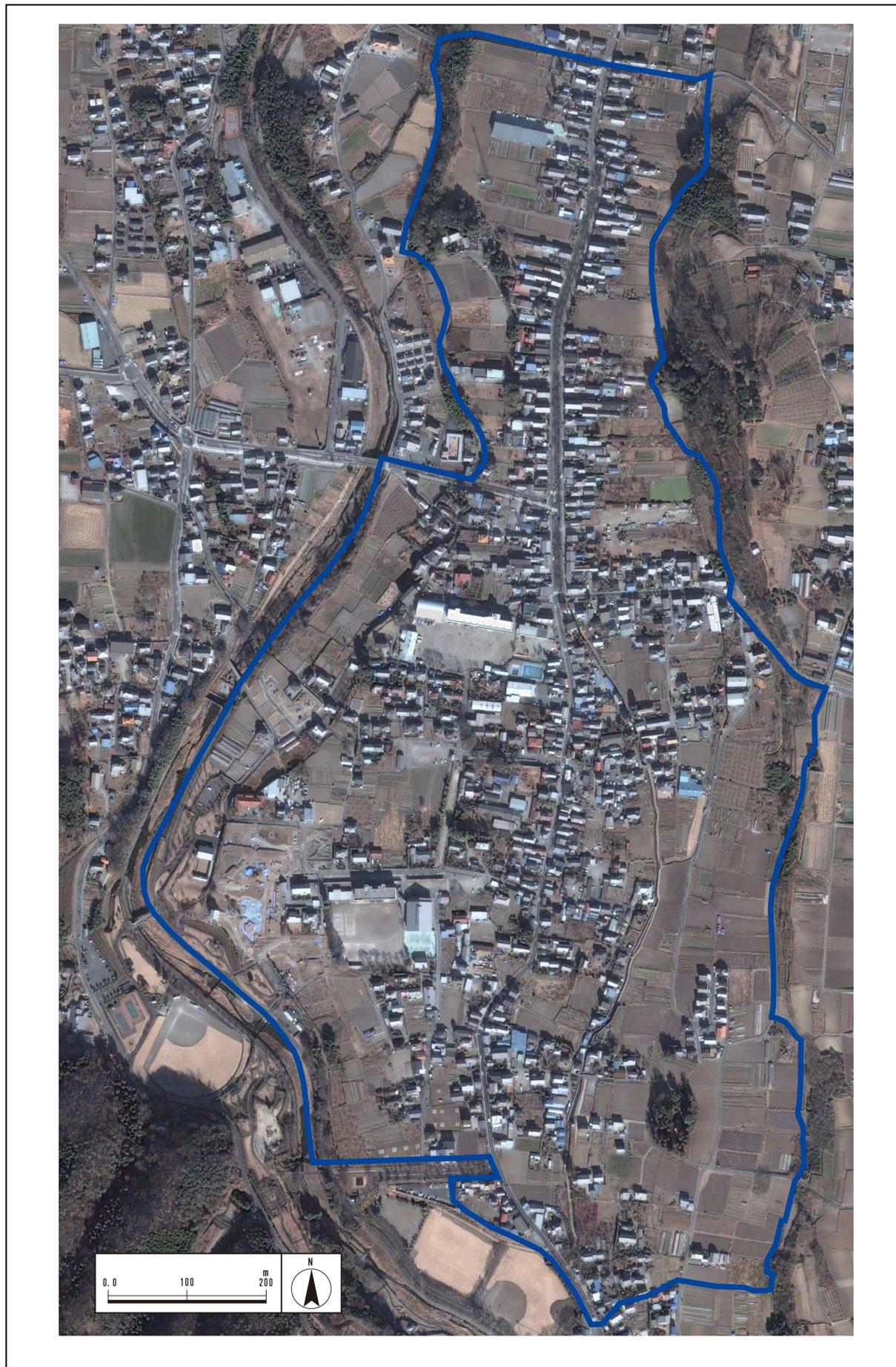
- ・国指定文化財である名勝楽山園を中心とした、城下町としての面影を残す武家屋敷地区の町並み、伝統的建造物群としての価値が高い、養蚕農家建築の町並みが残されており、このような本町の成り立ちを示す、本町を代表する景観を今後も保全していくことが強く求められるため。
- ・「名水百選（環境省）」「水の郷百選（国土庁）」「疎水百選（農林水産省）」に選定されるなど、社会的にも高い評価を得ている雄川堰が流れ、歴史的・文化的にも貴重な雄川堰を活かした景観形成が強く求められるため。
- ・「甘楽町歴史的風致維持向上計画」において、重点区域として位置づけられている範囲と大部分が重複し、歴史的風致の維持向上のための事業実施と合わせて、現状の歴史的風致を保全するための規制・誘導が求められるため。



■ 景観形成重点地区候補（小幡中心地区）の範囲



■景観形成重点地区候補（小幡中心地区）の範囲 [航空写真]



(2)「小幡中心地区」の景観の現状

○雄川堰を中心として養蚕農家建築の町並みが残る地区

- ・ 当該地区には、中央を流れる雄川堰沿いに養蚕農家の形を留めた建築物が群として残されており、歴史が感じられる町並みが形成されています。
- ・ 大下町から上町までの各家の敷地は東西に細長い短冊型となっており、通りに面して妻入りの母屋、その裏に納屋や農作業小屋、林地が配される形が基本となっています。
- ・ 基本的には歴史的町並みが良好に残されていますが、一部、通りに面して工場や比較的新しい住宅も立地しています。また妻入りの建物の前面が看板建築で覆われている建物も見られます。
- ・ 通りの前面には歴史的建物が残されたまま、敷地の奥に新しい住居が建てられているケースも見られます。
- ・ 横町については、比較的新しい建物も散見され、目立ちやすい色彩の建物も見られます。



大下町の町並み（北方向）



妻入りの歴史的建物が連続する
下町東側の町並み



下町西側の町並み



前面が看板建築で覆われた家屋
（下町東側）



養蚕農家の形を残す家屋（中町西側）



比較的新しい建物（上町西側）



平入りの建物（上町東側）



石垣に挟まれた路地（上町西側）



横町の町並み（東方向）

○名勝楽山園や中小路を中心として城下町の面影を残す地区

- ・ 当該地区は、藩政時代に陣屋が置かれ、その周辺に武家屋敷が立地していたエリアであり、陣屋に付属する庭園であった名勝楽山園や、大名が通った道幅 14mの中小路、石垣（喰い違い郭）等が残り、織田、松平両家が統治した当時の城下町の面影を残しています。
- ・ 高橋家や松浦家等の武家屋敷も一部残っていますが、中小路や御殿前通り以外は町並みとしては連担していません。
- ・ 一部は暗渠化されていますが、地区内を幾筋にも縫って小堰の水が流れており、一部は民地内にも引き込まれています。
- ・ 中小路駐車場の北側（吉田屋敷）は比較的新しい住宅が立ち並んでおり、近年、下夕町も宅地化が進んでいます。
- ・ 一部には、地域の歴史性や周囲の町並みに調和しない建物も見られます。



大手東の町並み



中小路沿いの町並み（東方向）



中小路沿いの町並み（南方向）



石垣が連続する御殿前通りの町並み（東方向）



比較的新しい住宅（吉田屋敷）



石垣と板塀が設けられた比較的新しい住宅（吉田屋敷）



生垣のある比較的古い住宅（吉田屋敷）



小堰の流れ（菜園）



新しい住宅が立地する下夕町

○地域のメイン通りで商店や住宅等の町並みが連担する地区

- ・ 上町以南の県道沿いは、通り沿いに住宅や商店、工場等が立地し、連担した町並みが形成されています。
- ・ 一部、歴史の感じられる建物や雰囲気のある蔵等が見られますが、全体的には様々な形態・意匠の比較的新しい建物が立ち並んでおり、町並みとしての統一感はあまり感じられません。また、通りに面して立てられている建物と、建物の前に駐車スペースや庭が設けられている建物が混在しており、壁面の位置も連続していません。
- ・ 屋外広告物については目立つようなものはあまり見られません。



大手西・大手東区間（北方向）



大手西・大手東区間（北方向）



大竹藪・菜園区間（南方向）



大竹藪・菜園区間（南方向）



大竹藪・久保町区間区間（北方向）



大竹藪・久保町区間区間（南方向）

○雄川堰周辺にこんにやく芋畑を中心とした畑地が広がる地区

- ・ 当該地区は、大部分がこんにやく芋畑を中心とした畑地となっており、一部、水はけ改善のために積まれた石垣畑も見られます。
- ・ 雄川沿いに、連続した散策路が整備されており、散策路を歩きながら当該地区の畑地の広がりを見ることが出来ます。
- ・ 近年は、一部畑地の中に住宅も建ち始めており、景観的に目立つ存在となっています。



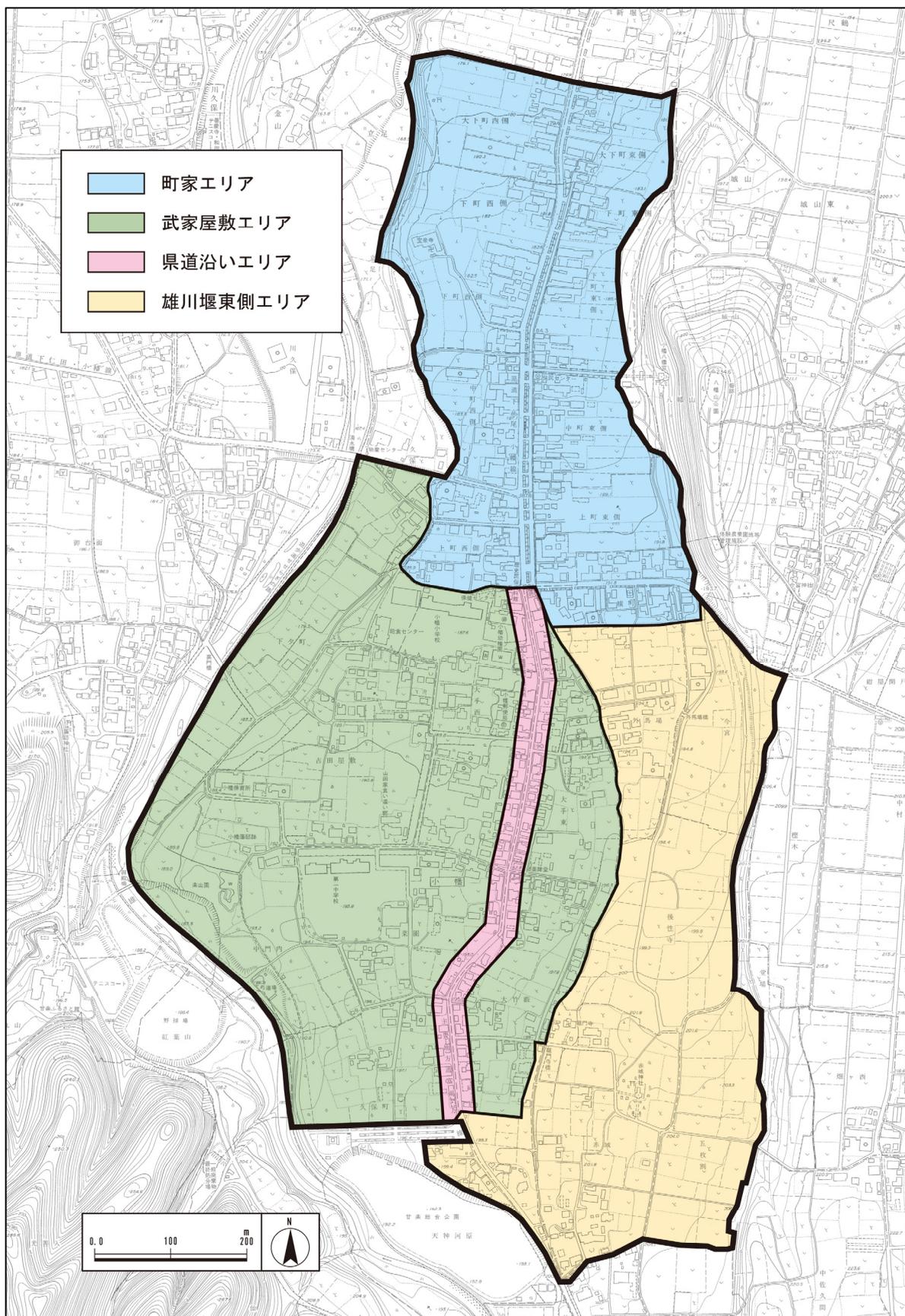
石垣が積まれた雄川堰沿いの
こんにやく芋畑（後性寺）



畑の中に建つ新しい住宅（後性寺）

(2) エリアの設定とエリア別の景観形成方針

① 「小幡中心地区」内のエリア設定



<町家エリア>

大下町東側、大下町西側、下町西側、下町東側、中町西側、中町東側、上町西側、上町東側、横町

<武家屋敷エリア>

大手西、大手東、下夕町、吉田屋敷、菜園、中門内、久保町、大竹藪

<県道沿いエリア>

県道の両端から幅 20mにかかるエリア

<雄川堰東側エリア>

外馬場、今宮、後性寺、赤城、五枚割

②エリア別の景観形成の方針

<町家エリア>

○本町の歴史と文化を象徴する景観として、歴史的な町並みを適切に保全します

当該エリアに残る、雄川堰および雄川堰沿いの桜並木と一体となった養蚕農家建築の町並みは、本町の歴史と文化を象徴する、本町を代表する景観です。当該エリアにおいては、修理・修景基準を定めるなどし、既存の歴史的建築物の景観を守るとともに、新たに建てられる建築物等に対しても景観的配慮を求めることで、歴史的な町並み景観を保全します。特に通りに直接面する建物については、既存の歴史的建築物の形態・意匠を尊重し、これと調和するよう適切な規制・誘導を行います。

○雄川堰の流れを活かした景観形成を図ります

「名水百選（環境省）」「水の郷百選（国土庁）」「疏水百選（農林水産省）」に認定されるなど、社会的にも高い評価を得ている雄川堰は、本町のシンボリックな景観要素です。雄川堰については、適切な方法による石積み等の改修や石橋の復原など、歴史的風致を高めるような取り組みを行い、その積極的な活用を図ります。

<武家屋敷エリア>

○楽山園、中小路に代表される城下町としての

歴史的イメージを大切にした町並みを形成します

当該エリアは藩政時代に陣屋が置かれ、その周辺に武家屋敷が立地していた場所であり、陣屋に付属する庭園であった名勝楽山園や大名が通った道幅 14mの中小路、石垣（喰い違い郭）等が残り、織田、松平両家が統治した当時の城下町の面影を残しています。当該エリアにおいては、石垣を積極的に用いるなど、城下町としての歴史的イメージを大切にした町並み形成を図ります。

○現存する武家屋敷や小堰の流れを適切に保全するとともに、

これらを活かした景観形成を図ります

当該エリアには、高橋家や松浦家等の武家屋敷も一部残っており、これら武家屋敷内の苑池の水としても利用されていた小堰が網の目のように流れています。当該エリアにおいては、現存する武家屋敷を適切に保全するとともに、小堰の開渠化やその活用を積極的に図り、これらの歴史資源を活かした景観形成を図ります。

○楽山園のビューポイントからの眺めを重視し、

これを阻害するような建築物の立地や開発等を適切に規制します

国指定の文化財である名勝楽山園は、雄川堰と並ぶ本町のシンボルです。楽山園は周囲の熊倉山や紅葉山等の景観を庭園に上手く取り込む借景庭園であり、この庭園の文化的価値を守る上では、楽山園から眺めることができる山並み景観を良好に保全することが重要です。当該エリアにおいては、梅の茶屋など楽山園のビューポイントからの眺めを重視し、そこからの眺めを阻害するような建築物等の立地や開発行為等が行われないよう、適切な規制・誘導を行います。



梅の茶屋からの眺め

<県道沿いエリア>

○連続性と統一感のある、歩いて楽しめるような町並み景観の形成を目指します

本町を南北に走る主要地方道である富岡神流線沿いの本エリアは、雄川堰沿いの養蚕農家の町並みと中小路や名勝楽山園、甘楽総合公園のメインアプローチをつなぐ動線上にあり、本エリアの町並みは、本町の景観イメージを高める上で重要な位置づけとなります。そこで本エリアにおいては、町並みとしての連続性や統一感を高め、品格とにぎわいのある、歩いて楽しめるような町並み景観の形成を目指します。

<雄川堰東側エリア>

○まとまりある畑地の広がりを大切に、

畑地や背後の山並みと調和した落ち着いた景観形成を図ります

当該エリアは、大部分がこんにゃく芋畑を中心とした畑地であり、雄川堰沿いの散策路からは、当該エリアの広がりある畑地が、背景の山並みや家並みと一体となって、良好な眺望対象となっています。近年は、一部畑地の中に住宅も建ち始めていますが、当該エリアにおいてはまとまりある畑地の広がりを大切に、畑地や背後の山並みと調和した落ち着いた景観形成を図ります。

● 第3章 良好な景観形成を図るための基準

本町の景観に大きな影響を及ぼすと考えられる、一定規模以上の建築行為等を行う場合には、行為の着手前に計画内容に関する届出を行ってもらい、本景観計画で定める「景観形成基準」に適合しているかどうかの審査を行います。計画内容が本景観計画で定める「景観形成基準」に適合していないと判断される場合には、本町の良好な景観形成に資するよう、協議、指導・勧告、変更命令等、景観法第16条第3項および第17条第1項に基づく適切な処置を行います。

1. 景観形成基準

本町の景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象とし、町域全域における行為の制限（景観形成基準）を以下のように定めます。

建築物の建築等／工作物の建設等

区分	基準の内容
配置位置	■眺望：主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とすること。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	■調和：現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。
	■調和：周囲の町並み、家並み、田園等と調和するように配置すること。
	■見え方：商業施設・業務施設、工場の倉庫やバックヤードは、道路から直接見えないような配置とすること。それが困難な場合は塀または植栽等で目立たないように工夫すること。
形態意匠	■高さ：高さの最高限度を20m（6階建て程度）とする。（ただし町長が認める場合はこの限りではない。）
	■高さ：主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない高さとする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける高さとする。）
	■高さ：周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の街並みのスカイラインと協調させること。
	■調和：周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある町並み形成に努めること。（屋根形状や軒の出、高さ等）
	■調和：周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫すること。
	■調和：大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにすること。
材質	■耐久性：汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。
	■耐久性：経年変化で味わいの増す自然素材（石、木材、レンガ等）を積極的に活用すること。
	■反射：光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避けること。

区分	基準の内容																												
色彩	<p>■基調色：素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないようにすること。</p> <p>■基調色：外観の色彩は以下のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。</p>																												
	<p style="text-align: center;">＜壁面（屋根以外）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">彩度</th> <th style="width: 30%;">明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)、Y (黄)</td> <td>4.0以下</td> <td rowspan="2">2.0以上 9.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">G Y (黄緑) ～R P (赤紫)</td> <td>1.5未満</td> <td rowspan="2">2.0以上 7.0以下</td> </tr> <tr> <td>1.5以上 2.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>—</td> <td>2.0以上 9.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜屋根＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">彩度</th> <th style="width: 30%;">明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)～Y (黄)</td> <td>4.0以下</td> <td rowspan="2">5.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑) ～R P (赤紫)</td> <td>2.0以下</td> <td rowspan="2">5.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		彩度	明度	R (赤)、Y (黄)	4.0以下	2.0以上 9.0以下	Y R (黄赤)	6.0以下	G Y (黄緑) ～R P (赤紫)	1.5未満	2.0以上 7.0以下	1.5以上 2.0以下	無彩色(N)	—	2.0以上 9.0以下		彩度	明度	R (赤)～Y (黄)	4.0以下	5.0以下	Y R (黄赤)	6.0以下	G Y (黄緑) ～R P (赤紫)	2.0以下	5.0以下	無彩色(N)	—
		彩度	明度																										
R (赤)、Y (黄)	4.0以下	2.0以上 9.0以下																											
Y R (黄赤)	6.0以下																												
G Y (黄緑) ～R P (赤紫)	1.5未満	2.0以上 7.0以下																											
	1.5以上 2.0以下																												
無彩色(N)	—	2.0以上 9.0以下																											
	彩度	明度																											
R (赤)～Y (黄)	4.0以下	5.0以下																											
Y R (黄赤)	6.0以下																												
G Y (黄緑) ～R P (赤紫)	2.0以下	5.0以下																											
無彩色(N)	—																												
<p>■色数：使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないよう配慮すること。</p>																													
屋外 設備等	<p>■設置場所：屋外設備等を設置する場合は、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置すること。（外壁に附帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等）</p> <p>■見え方：やむを得ず屋外設備等が見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。（壁面との同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等）</p>																												
	<p>■自然環境：樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残すこと。</p> <p>■緑化：敷地内では、地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努めること。</p> <p>■緑化：駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないようにすること。</p>																												
外構 駐車場等	<p>■自然環境：樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残すこと。</p> <p>■緑化：敷地内では、地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努めること。</p> <p>■緑化：駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないようにすること。</p>																												

木竹の伐採（林業に関わる行為以外）

基準の内容
<p>木竹の伐採にあたっては、周辺景観への影響を配慮して検討を行うこと。（特に楽山園から眺望可能な山林、緑の帯として連続する段丘崖の樹林等）</p> <p>樹木の種類、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。</p>

土石の採取等における土地の形質の変更

基準の内容
<p>土石の採取等については、道路等の公共空間から容易に望見できないよう掘採位置及び方法を工夫すること。</p> <p>土石の採取後は、既存の植生又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努めること。</p>

屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

基準の内容
<p>長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行なわないこと。</p> <p>堆積を行う場合、道路・鉄道から堆積物が見えないよう配置を工夫すること。それが困難な場合は、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行うこと。</p>

■建築物・工作物の色彩基準①

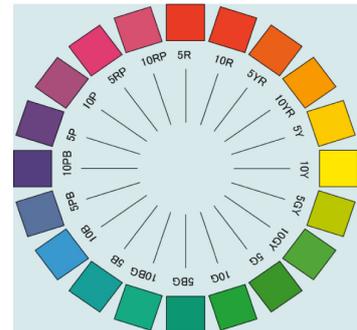
<壁面（屋根以外）の基準>

	色相	彩度	明度
□	R (赤)、Y (黄)	4.0以下	2.0以上 9.0以下
	Y R (黄赤)	6.0以下	
	G Y (黄緑)	1.5未満	2.0以上 7.0以下
	～R P (赤紫)	1.5以上 2.0以下	
	無彩色 (N)	—	2.0以上 9.0以下

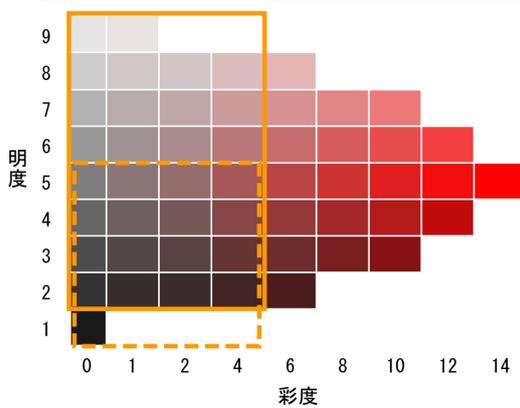
<屋根の基準>

	色相	彩度	明度
□	R (赤)、Y (黄)	4.0以下	5.0以下
	Y R (黄赤)	6.0以下	
	G Y (黄緑)	2.0以下	
	～R P (赤紫)		
	無彩色 (N)	—	

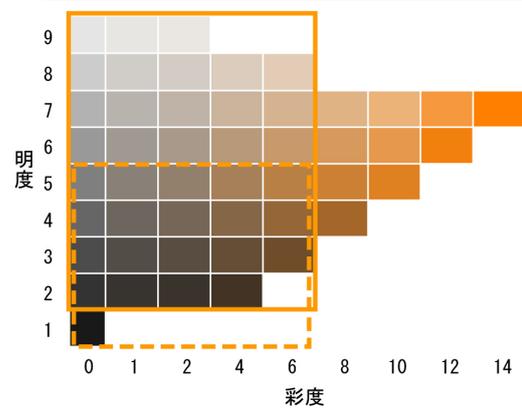
マンセル色層環



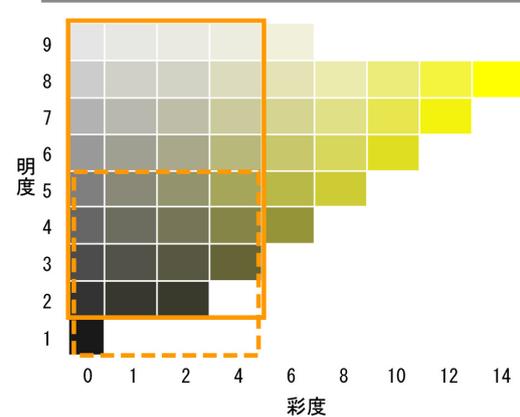
R (赤)系の色相



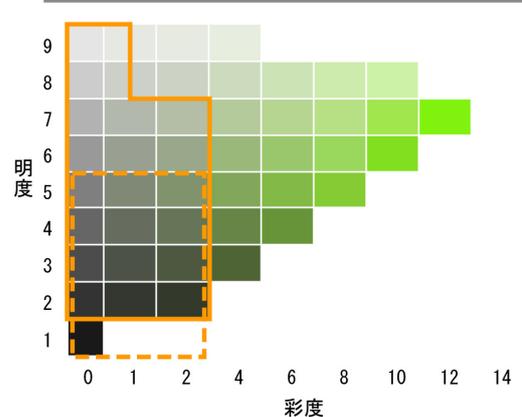
Y R (黄赤)系の色相



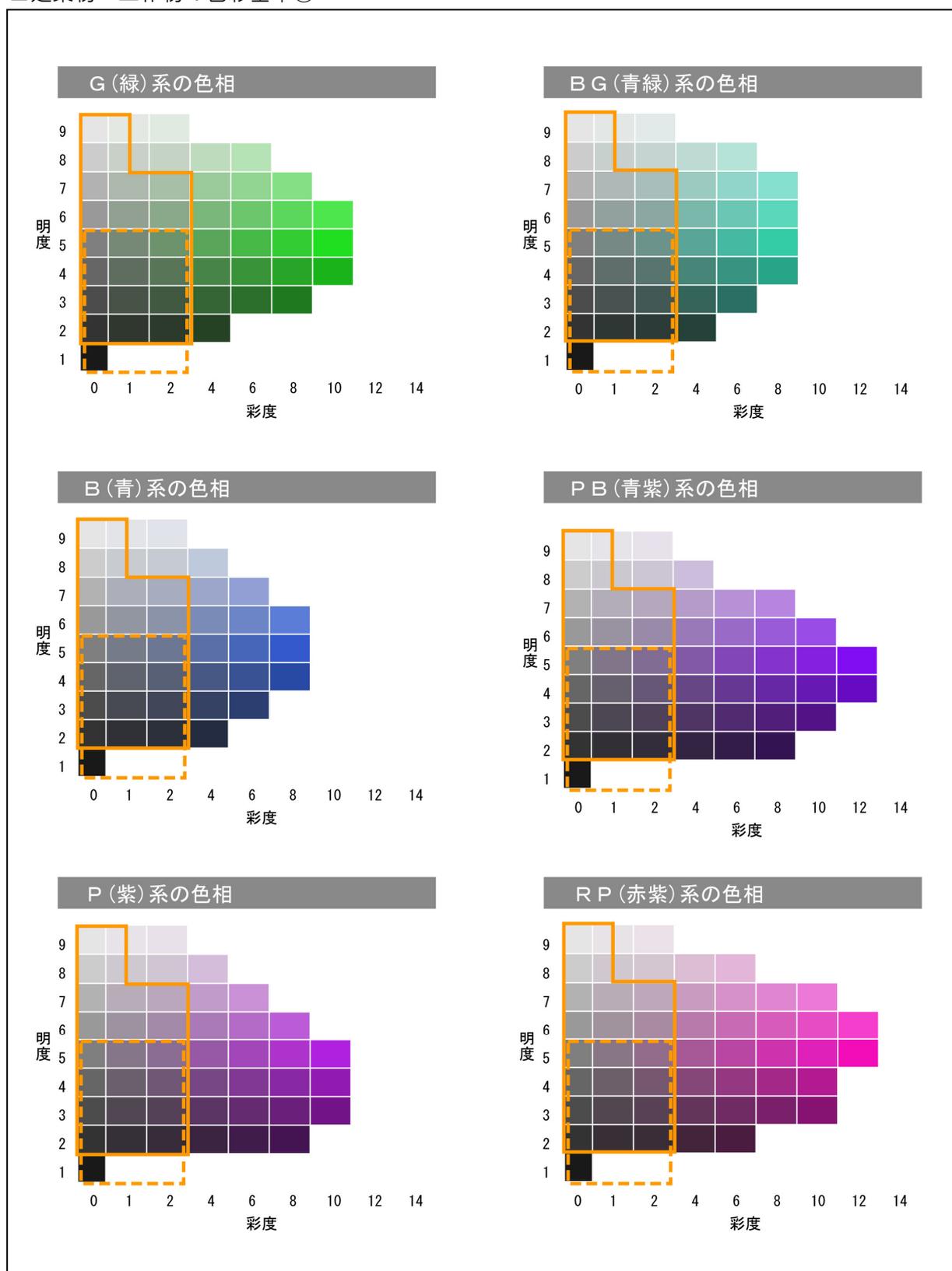
Y (黄)系の色相



G Y (黄緑)系の色相



■建築物・工作物の色彩基準②



※マンセル表色系：どのような色（色相）が、どれくらいの明るさ（明度）で、かつ、どれくらいの鮮やかさ（彩度）で使用されているかを表現する数値

2. 届出を要する行為

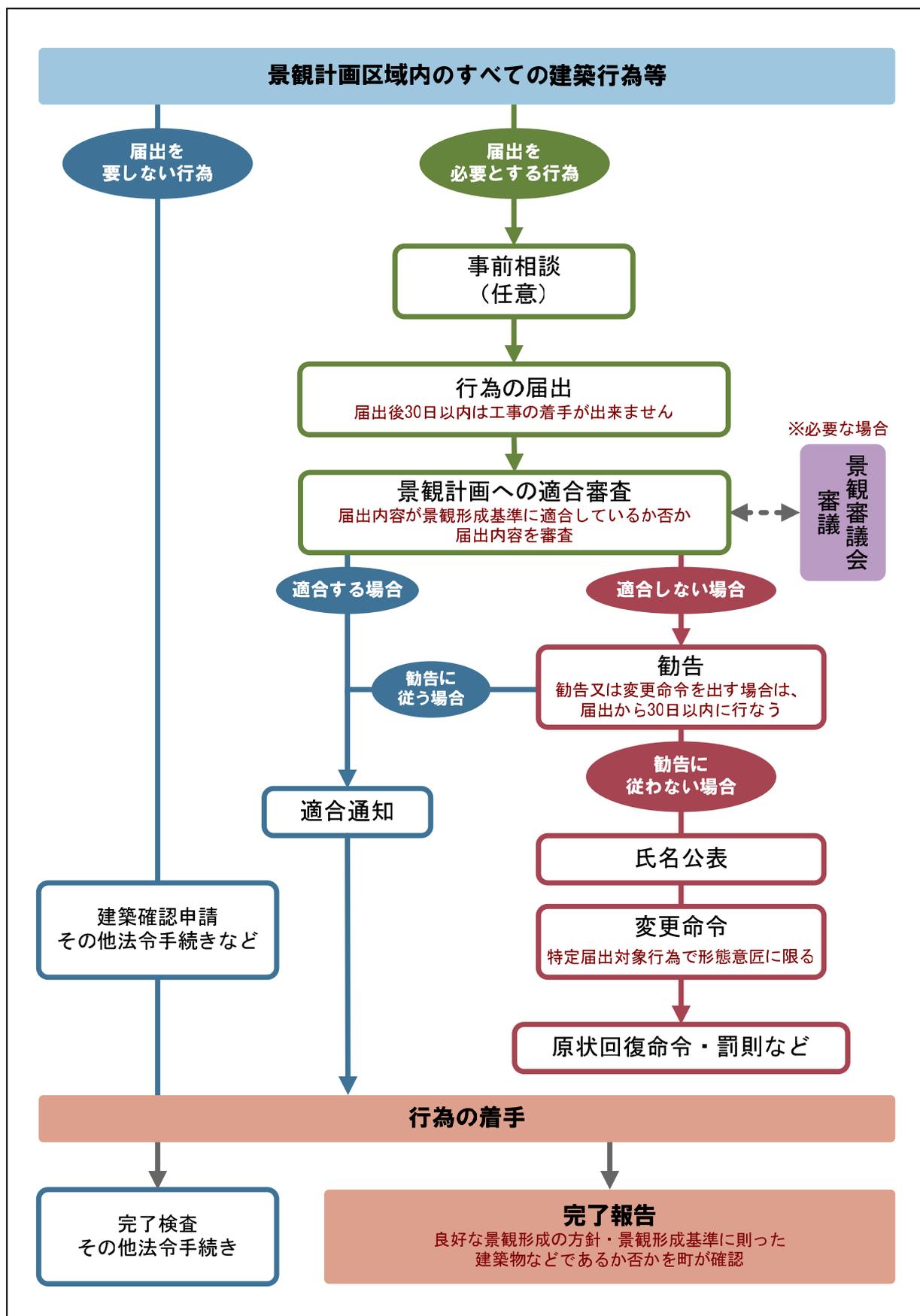
届出が必要な行為を以下のように定めます。

行為の種類		行為の規模・内容
①建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む）	高さ13m以上、又は同一敷地における建築物の延べ面積の合計が1,000㎡以上のもの ただし、増築または改築に係る部分の床面積が100㎡以下のものは除く。
②工作物の建設等（※）	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 ただし、工事に必要な仮設のものは除く。	高さ15m以上 擁壁については高さが2mかつ長さが50mを超えるもの
③木竹の伐採（林業に関わる行為以外）		伐採に係る面積が1,000㎡以上のもの
④土石の採取等における土地の形質の変更		変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの
⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	ただし、以下のものは除く。 1) 家畜用飼料の堆積、および工業地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの 2) 60日を超えて継続しないもの	堆積に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの

<※工作物の種類>

- ① 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、その他これらに類するもの（ただし、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ② 彫像、記念碑、その他これらに類するもの
- ③ 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、フェンス、その他これらに類するもの
- ④ サイロなどの貯蔵施設、アスファルトプラントなどの製造施設、観光用の乗用エレベーターなどの昇降機、遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔等）、自動車車庫（建築物であるものを除く）、汚物処理場などの処理施設、その他これらに類するもの

3. 行為の届出・審査の流れ



● 第4章 屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項

1. 規制・誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いた町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第3章 良好な景観形成を図るための基準」に基づき、規制誘導を図ることとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、今後「甘楽町屋外広告物条例」を定め、その中で規制・誘導を図ります。特に、景観形成重点地区においては、同条例の中で町域全域よりも厳しい許可基準を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることを想定します。

2. 表示・掲出にあたっての配慮事項

屋外広告物を表示・掲出する際には、本計画の景観形成の方針（第2章）を十分配慮するものとし、特に以下の事項に配慮することとします。

区分	配慮事項
設置場所・デザイン等	・ 周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。
	・ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
	・ 建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。
	・ 容易に腐朽または破損しない構造とする。
	・ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。
	・ 市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。
	・ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。
色彩等	・ 全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。
	・ 蛍光塗料の使用は避ける。
	・ 彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度8以下を目安とする）
	・ 農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。
	・ 電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。

● 第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は指定の対象とはなりません。景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。指定について、所有者の同意が得られた建造物および樹木は、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、町長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、町から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 町民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

2. 景観重要樹木の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 町民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

● 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。また道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本町の良好な景観形成を図る上で重要な公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

1. 景観重要公共施設の指定候補

景観重要公共施設の候補として以下を設定します。

【景観重要公共施設の候補】

- 主要地方道富岡・神流線および県道下高尾・小幡線
(景観形成重点地区候補「小幡中心地区」内の区間)
- 国道 254 号 (町域内全区間)
- 雄川 (町域内全区間)



主要地方道富岡・神流線



国道 254 号



雄川

2. 景観重要公共施設の景観形成方針

景観重要公共施設として位置づけられた施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、以下に示す景観形成方針との適合を図ることとします。また、整備にあたっては、国土交通省で事業分野別に策定されている以下のガイドラインを十分踏まえたものとしします。

『道路デザイン指針 (案)』(平成 17 年/道路局)

『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』(平成 18 年/河川局)

『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』(平成 19 年/河川局)

景観形成方針	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ●道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。 ●車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は、交通安全上必要不可欠な機能は保持した上で、華美なデザインを避け、沿道の建築物等が映える色彩とする。 ●幹線道路の沿道に多く掲出されている屋外広告物は、路線ごとに秩序のあるものとなるよう誘導を図る。 ●工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。 ●道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくる。 ●電線類の地中化を推進する。また、地中化に伴い設置される地上機器は、位置・色彩について配慮するとともに、周辺を植栽等によって修景する。 ●法面等の緑化にあたっては、地域性を考慮し、外来種の使用を避ける。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ●その河川が本来有している自然環境の保全・創出を図る。 ●安全性を考慮しつつ、町民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 ●周辺からの河川の見え方や、河川敷等からの周囲への眺望に配慮した整備を行う。 ●自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境を創出する。 ●各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、広がりを感じられる景観形成を図る。

● 第7章 今後の進め方

今後は、本計画に定めた基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくこととなりますが、特に以下の4つを今後実施していく取り組みの“柱”として位置づけます。

1. 景観法等に基づく規制・誘導による景観の保全・形成

本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区の指定と各種基準の設定、景観形成住民協定の締結促進、屋外広告物条例の制定等を進め、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

2. 関係法令の制度活用による景観の保全・形成

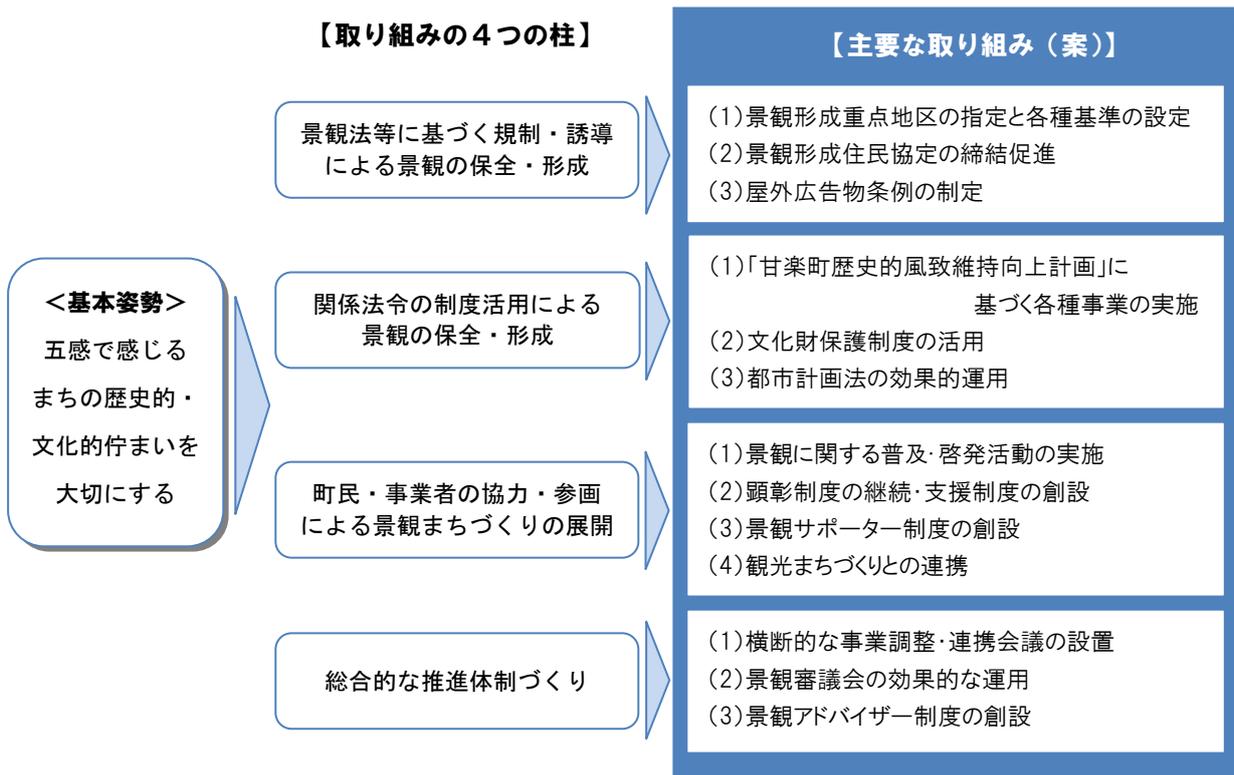
平成22年3月に認定を受けた「甘楽町歴史的風致維持向上計画」に基づく、良好な景観形成のための各種事業の実施、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保護制度や文化的景観保護制度の活用、都市計画法の効果的な運用等により、良好な景観の保全・形成を進めます。

3. 町民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、町民や事業者の協力・参画が必要不可欠となります。そのため、町民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

4. 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成を実現するために、景観審議会を効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。



1. 景観法等に基づく規制誘導による景観の保全・形成

(1) 景観形成重点地区の指定と各種基準の設定

第2章で景観形成重点地区（候補）として設定した「小幡中心地区」において、一定程度の住民の理解を得た上で、正式に景観形成重点地区として指定するとともに、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準や届出基準を設定します。また、当該地区以外においても、町の景観形成における重要性の高まりや、住民意識の高まり等を踏まえ、景観形成重点地区の指定を進めます。

(2) 景観形成住民協定の締結促進

景観形成住民協定は、土地所有者等の2／3以上の合意のもと、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめの細かいルールを取り決めることが可能な制度です。

景観法に基づく景観協定は、土地所有者等の全員の合意が必要となりますが、本町では同制度をより活用しやすくするために、協定の締結条件を「土地所有者等の2／3以上の合意」とし、甘楽町景観条例に基づく本町独自の「景観形成住民協定」制度として運用します。本町では、町民による同制度の活用を積極的に支援します。

(3) 屋外広告物条例の制定

景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、第4章で示した配慮事項に基づき、今後、町独自の屋外広告物条例を制定し、適切な規制・誘導を図ります。

2. 関係法令の制度活用による景観の保全・形成

(1) 「甘楽町歴史的風致維持向上計画」に基づく各種事業の実施

平成22年3月に認定を受けた「甘楽町歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的建造物の保存修理事業や道路の美化事業、公園整備事業など、良好な景観の保全・形成のための必要な事業を実施します。

(2) 文化財保護制度の活用

小幡地区の養蚕農家群を中心とした町並みは、昭和57年に実施された伝統的建造物群保存調査において、文化財としての価値が非常に高いことが判明しています。そのため今後は、文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」への選定を念頭に置き、時間的な経過も考慮して再度調査を実施するとともに、地域住民の同意形成を図っていきます。

また秋畑地区の「ちいじがき」が積み上げられた独特の景観は、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』（平成15年）において、その価値が認められています。そこで、同地区の景観を保全していくために、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度の活用について検討します。

(3) 都市計画法の効果的な運用

良好な景観の保全・形成にあたっては、景観形成に大きな影響を与える土地利用を適切に制限していく必要があります。土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、必要に応じて用途地域を見直すとともに、高度地区の設定や楽山園の借景となっている山林の風致地区指定等についても検討を行い、都市計画制度を効果的に活用していきます。

3. 町民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

(1) 景観に関する普及・啓発活動の実施

景観形成の重要性や本景観計画の普及・啓発のための地域説明会やシンポジウム等を積極的に開催するとともに、町のホームページや広報誌等を活用し、規制誘導に関わる制度適用の必要性やその効果、景観まちづくりに対する支援制度の内容、また景観に関わる講演会や勉強会の開催案内等、町民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図ります。

また、本町の景観の魅力を町民自らが発見し、共有する機会として、おすすめのビューポイントを公募する取り組みを行い、本町の良好な景観について共有財産としての認識を高めるとともに、その保全・活用の活動につなげていくことを目指します。

(2) 顕彰制度の継続・支援制度の創設

町民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に実施されている、本町の良好な景観形成に寄与する建造物等を表彰する顕彰制度を継続させるとともに、建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、景観計画に定める基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援制度の導入を検討します。

(3) 景観サポーター制度の創設

町民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター制度を創設します。

(4) 観光まちづくりとの連携

住民主体による景観まちづくりを推進していく上では、良好な景観の形成を地域経済の活性化に上手く結びつけていくことが効果的となります。現在、小幡のまちには、雄川堰を中心とした歴史的町並み等を目的に多くの観光客が訪れていますが、より地域の魅力を高め、人々を気持ちよく迎え入れるための景観まちづくりと、より多くの人に甘楽町に訪れてもらい、甘楽のまちを楽しんでもらえるようにするための観光まちづくりを同時並行的に進め、景観形成の好循環を生み出していきます。

4. 総合的な推進体制づくり

(1) 横断的な事業調整・連携会議の設置

行政内の各部署で実施する各種事業を、本町の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、横断的な事業調整・連携会議を設置して情報の共有を図り、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

(2) 景観審議会の効果的な運用

本町は、平成元年より「ふるさと景観審議会」を設置し、ふるさと景観の形成に関する重要事項について調査・審議を行ってきました。本計画策定後も、以下に示すような事項について、景観審議会でも効果的に調整・審議を行えるよう運用を図ります。

- 景観計画の変更・修正
- 景観形成重点地区の指定
- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出に関する決定事項
- 景観重要建造物・樹木に関する指定、変更
- その他、景観形成上重要な事項 等

(3) 景観アドバイザー制度の創設

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本町の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、以下のような専門的な助言を受けられる体制づくりを行います。

- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議
- 公共施設の整備に関する助言
- 町民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等

【資料編】

①検討体制・検討経緯

甘楽町景観計画策定委員会委員

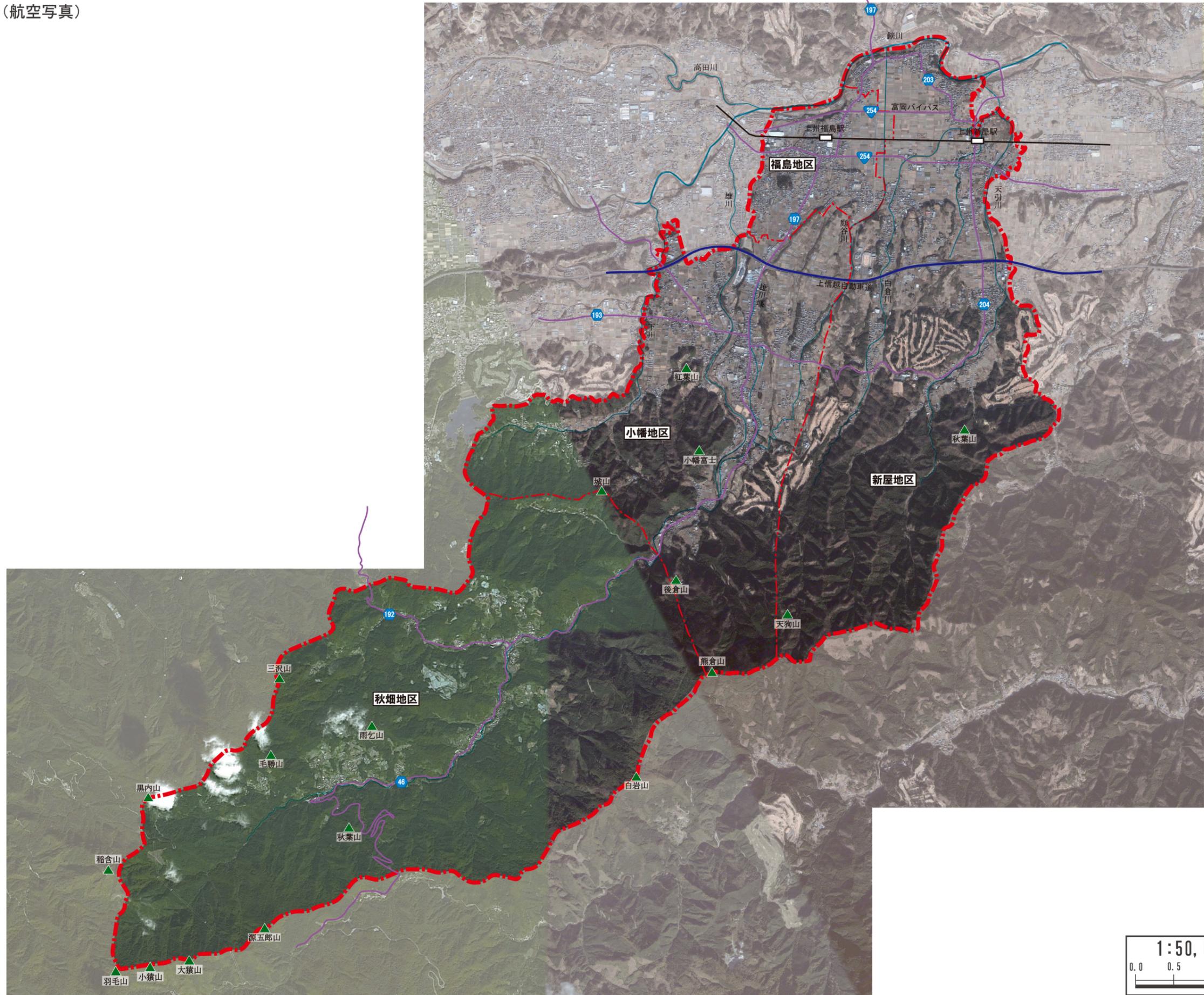
職名	氏名	備考
町議会議長	江原 宏	
町議会副議長	福島 章一	
町教育長	柴山 豊	
町商工会長（町観光協会会長）	春山 安弘	
町農業委員会会長	齋藤 芳明	
町区長会長	柴山 十三郎	
町環境保健協会会長	長岡 静雄	
町ふるさと景観審議会会長	飯塚 善勝	
JA 甘楽富岡農業協同組合理事	田中 純一	
町文化財調査員	町田 壽男	
甘楽福島瓦協同組合理事長	小林 保	
町議会総務常任委員長	黛 哲夫	
町議会社会常任委員長	長谷川 儀平	
町議会産業常任委員長	吉田 暁宣	
町観光案内の会長	高橋 多丸	
立教大学観光学部兼任講師	大下 茂	
東京工業大学非常勤講師	伊藤 登	

甘楽町景観計画策定委員会における検討経緯

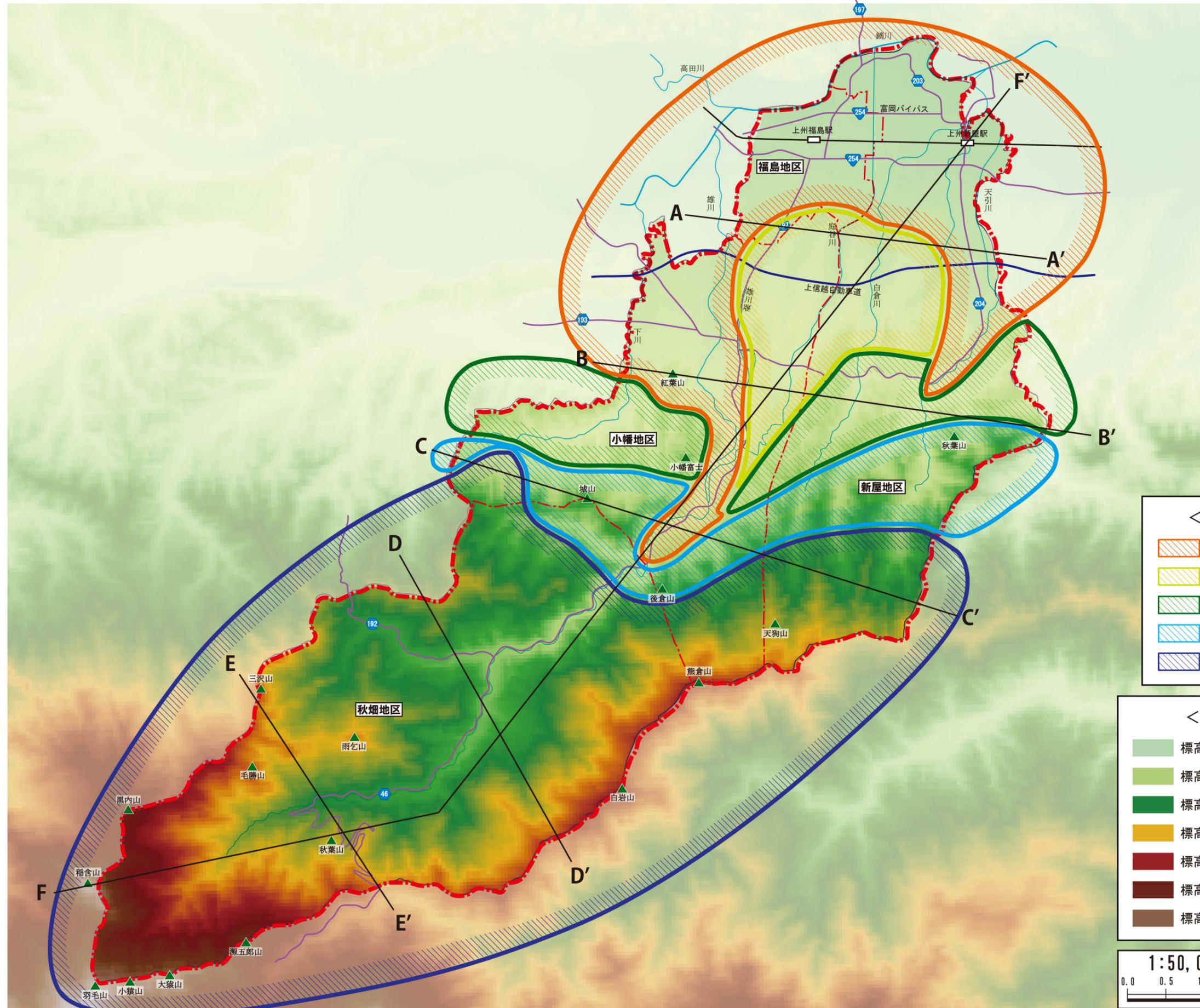
開催時期	議事内容
<p>第1回委員会 H22年7月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法の概要について ・甘楽町景観計画の構成について ・甘楽町において守り育てていくべき景観・現状の課題について
<p>第2回委員会 H22年9月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甘楽町の景観的特徴について (第1章関係) ・良好な景観の形成に関する方針について (第2章関係) ・良好な景観の維持・形成に向けた行動計画について
<p>第3回委員会 H22年11月25日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の設定について ・景観法を活用した景観形成について (第3、5、6章関係) <ul style="list-style-type: none"> →景観に影響を与える建築・開発行為等の制限 →景観重要建造物・樹木の指定 →景観重要公共施設の指定 ・甘楽町の良好な景観形成に向けてのその他の取り組みについて
<p>第4回委員会 H23年1月12日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成を図るための基準について (第3章関係) ・屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項について (第4章関係) ・今後の進め方について (第7章関係)

②甘楽町の景観構造に関する参考図

■ 現況図 (航空写真)



■ 標高図



< 凡例 >

- 鎬川段丘
- 多胡台地
- 小幡丘陵
- 牛伏山地
- 御荷鉾山地

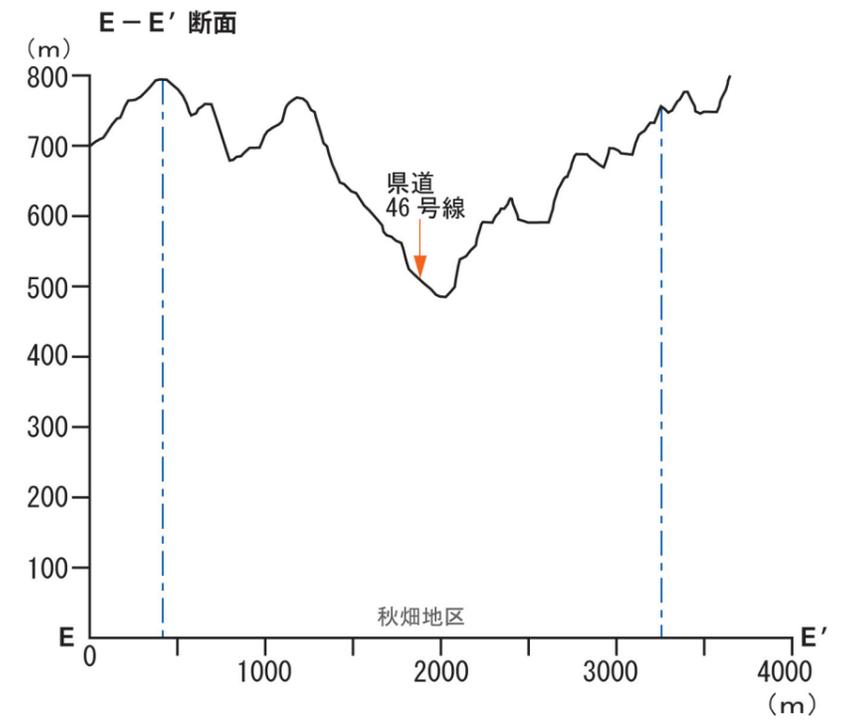
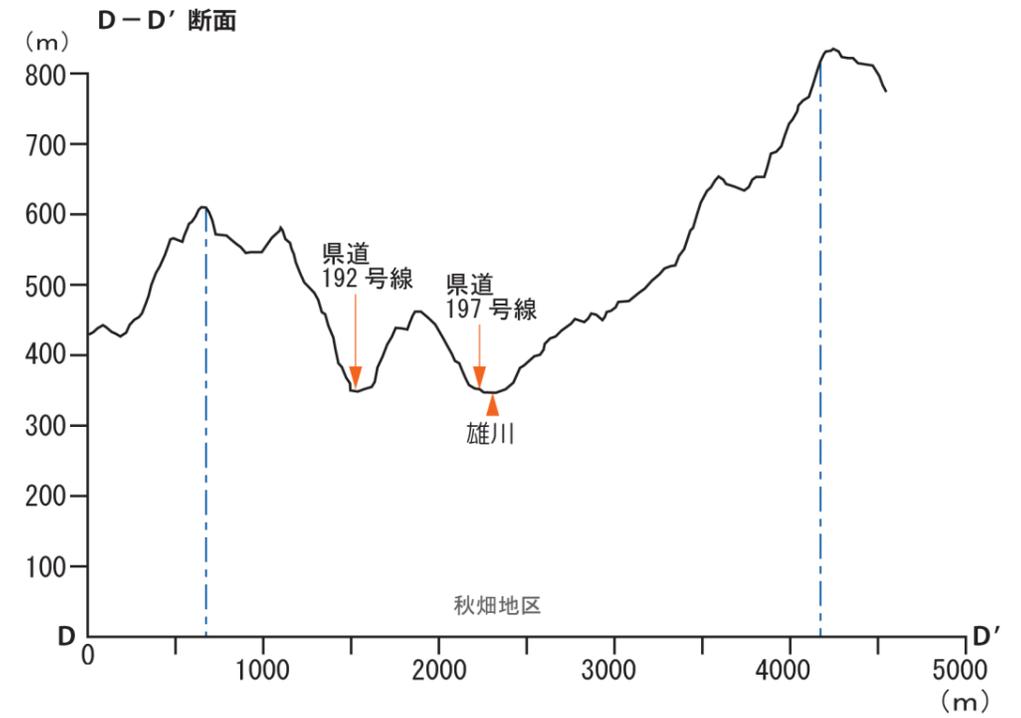
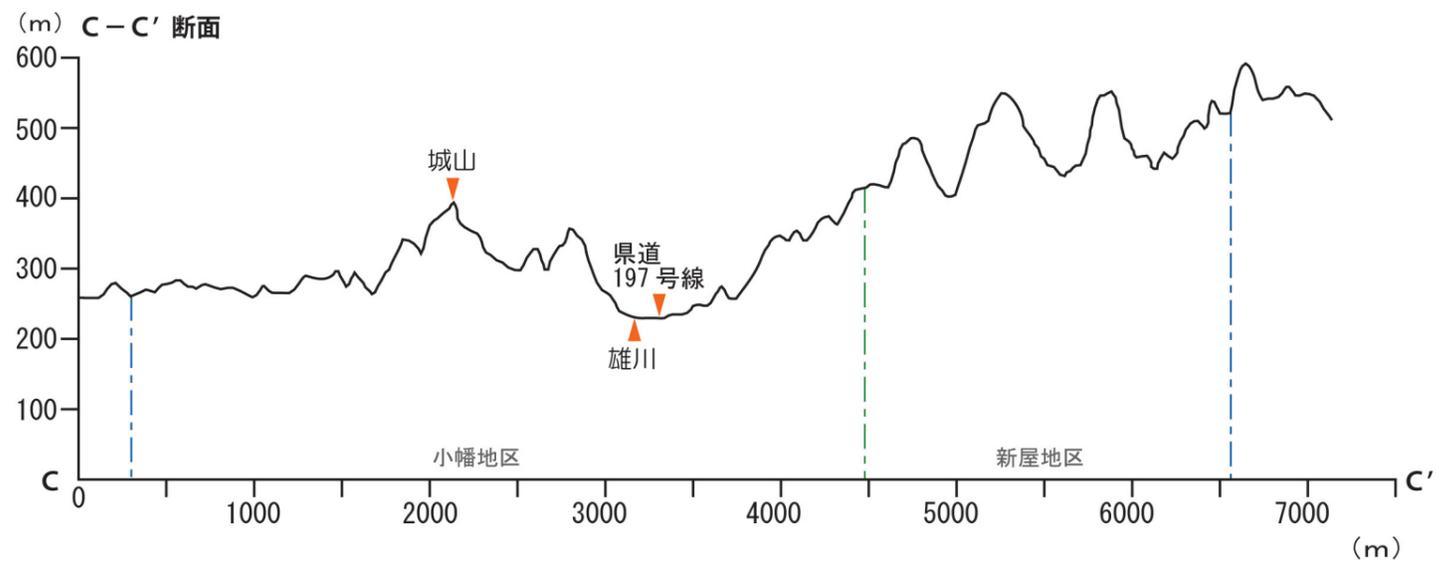
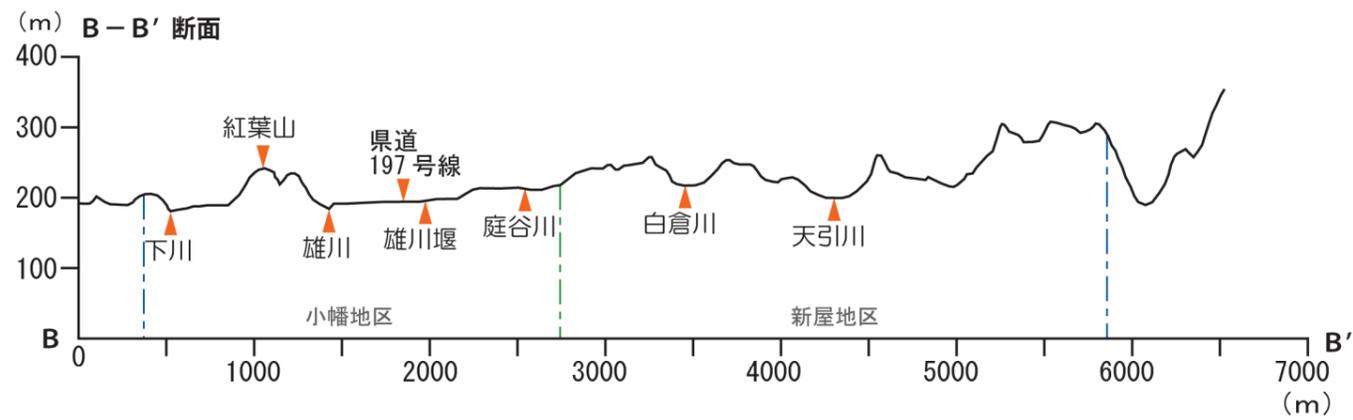
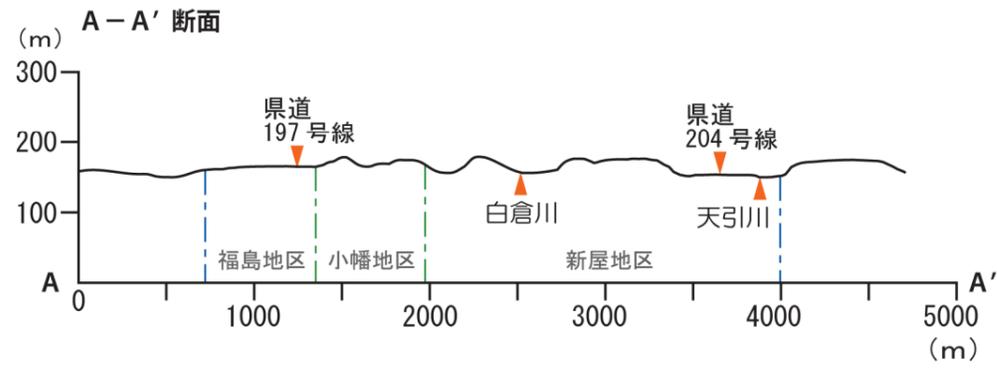
< 凡例 >

- 標高 0 ~ 200m
- 標高 200 ~ 400m
- 標高 400 ~ 600m
- 標高 600 ~ 800m
- 標高 800 ~ 1000m
- 標高 1000 ~ 1200m
- 標高 1200 ~ 1400m

1:50,000

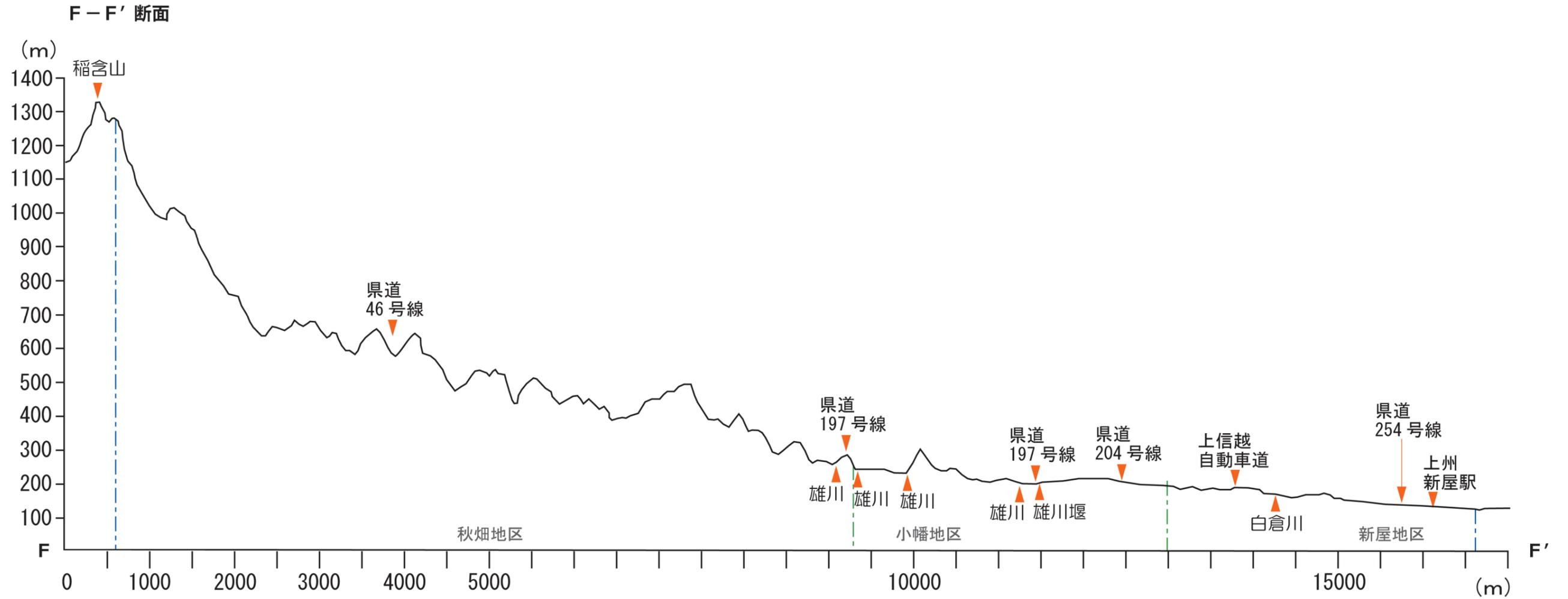
0.0 0.5 1.0 1.5 km

■地形断面図（横断面）



垂直：水平 = 4 : 1
水平方向 S = 1/40,000

■地形断面図（縦断面）



垂直：水平 = 4 : 1
水平方向 S = 1/50,000

甘楽町景観計画

平成23年3月発行

発行 甘 楽 町

編集 振興課 都市計画係

〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

TEL 0274-74-3131 FAX 0274-74-5813

